

東アジア研究

East Asian Studies

21 号
2017年3月

ASEAN 域内のサービス貿易自由化の現状 猿渡 剛

冷戦期韓国政府と在日韓国人社会の相互関係の歴史的変容：
1950年代末から1960年代初頭の政情不安とディアスポラ 松浦 正伸

中国で公訴時効（訴追時効）の運用が問題となるある裁判の分析 高橋 孝治

2016年度 学会活動

東アジア学会

東アジア研究 第21号

目 次 CONTENTS

〈論 文〉

- ASEAN 域内のサービス貿易自由化の現状 猿渡 剛 1
The Status of Services Trade Liberalization in ASEAN SARUWATARI Tsuyoshi

〈2015年度若手研究者研究奨励制度 成果論文〉

- 冷戦期韓国政府と在日韓国人社会の相互関係の歴史の変容：
1950年代末から1960年代初頭の政情不安とディアスポラ 松浦 正伸 25
Historical Processes of Reciprocity MATSUURA Masanobu
between the South Korean Government
and Korean Residents in Japan:
'Diaspora' in the Time of Political Instability from the Late 1950s to the Early 1960s

〈研究ノート〉

- 中国で公訴時効（訴追時効）の運用が問題となるある裁判の分析 高橋 孝治 45
Analysis in the problem of a trial that the use TAKAHASHI Koji
of the limitation in China

〈活動報告〉

- 2016年度 学会活動 63
Year 2016 Activity Report

ASEAN 域内のサービス貿易自由化の現状

The Status of Services Trade Liberalization in ASEAN

猿 渡 剛

SARUWATARI Tsuyoshi

Abstract

Since its establishment in 1967, ASEAN has been steadily cooperating within the region. Liberalization of goods trade within the ASEAN region is frequently taken up as a result of economic cooperation and economic integration, but to what degree is liberalization of other fields progressing? This paper tries to grasp the status of services trade liberalization in ASEAN and evaluate it in Asia and Oceania.

The conclusion of this paper is summarized as follows. In 1995, ASEAN member countries signed the ASEAN Framework Agreement on Services (AFAS). Initiatives under AFAS encouraged the liberalization of services trade in member countries. Calculating the Hoekman index, which is an objective index of services trade liberalization, revealed that ASEAN as a whole has made progress in educational services, environmental services, health related and social services since the 1990s, and other services not included elsewhere since the 2010s. It has also been found that all the ASEAN member countries, especially Myanmar and Brunei, have liberalized their services in trade. Additionally, the level of services trade liberalization within ASEAN has surpassed China and South Korea, and it has approached Japan, Australia and New Zealand.

From the above results, it can be appreciated that AFAS has contributed to the liberalization of trade in services within the ASEAN region and pushed ASEAN to one of the largest free trade area in Asia and Oceania.

要 旨

1967年の設立以来、ASEAN は域内協力を着実にやってきた。ASEAN 域内の財貿易の自由化は、経済協力・経済統合の成果として頻繁に取り上げられるが、他の分野の自由化はどの程度進展しているのだろうか。本稿では他分野の中でもサービス貿易分野を対象に、ASEAN における自由化の現状の把握及び評価を試みた。

本稿の結論は以下のようにまとめられる。1995年に ASEAN 加盟各国は、ASEAN サービスに関する枠組み協定に署名した。AFAS の下での取り組みは、加盟各国のサービス貿易の自由化を促した。自由化の客観的指標であるホクマン指数を算出したところ、ASEAN 全体としては教育サービス、環境サービス、健康・社会事業サービス、2010年代以降はその他のサービスの自

由化が特に進展したことが判明した。また、すべての加盟国が自由化を進めており、とりわけミャンマーやブルネイの自由化が著しく進んでいることも判明している。また、ASEAN 域内のサービス貿易自由化の水準を他国のものと比較するため、ASEAN + 1 FTA やアジア・オセアニア地域における他の二国間 FTA のホクマン指数を算出したところ、ASEAN 域内の自由化の水準は中国や韓国の水準を追い抜き、日本や豪州、ニュージーランドの水準に接近していることが分かった。

以上の結果から、AFAS は ASEAN 域内のサービス貿易自由化に貢献し、ASEAN をアジア・オセアニアにおける一大自由貿易地域へと押し上げたと評価できる。

はじめに

1967年8月の設立以来、ASEAN は域内協力を着実にやってきた。初期の域内協力は政治協力のみであったが、1976年2月からは経済協力を開始し、1992年1月に CEPT (Common Effective Preferential Tariff : 共通効果特惠関税) 協定に署名して自由貿易地域の形成を目指してきた。2015年12月には AEC (ASEAN Economic Community : ASEAN 経済共同体) が設立し、今後さらなる域内経済協力や経済統合が期待されている。

域内経済協力・経済統合の象徴として頻繁に取り上げられる成果は、財貿易の自由化である。2010年1月に、先行加盟6カ国であるシンガポール、マレーシア、タイ、インドネシア、フィリピン、ブルネイが99%以上の品目の関税を撤廃した。2016年時点で、新規加盟国のベトナム、ミャンマー、カンボジア、ラオスの平均関税撤廃率は90%を超えており、2018年1月には99%以上に引き上げるスケジュールが組まれている。

このように ASEAN 域内の財貿易の自由化はほぼ実現しつつあるが、他の分野の自由化はどの程度進展しているのだろうか。本稿では他の分野の中でも、財貿易と一対の関係をなすサービス貿易を取り上げ、ASEAN におけるサービス貿易自由化の現状の把握及び評価を試みる。具体的には、まず ASEAN 域内のサービス貿易自由化に向けた制度設計と制度に付随する問題点に触れ、域内の自由化水準を分析するための客観的指標の導入の必要性について確認する。次に、指標を用いて自由化水準を定量的に示すとともに、1990年代以降の自由化と2010年代以降の自由化を分けて論じ、それぞれの自由化を後押しした各国の取り組みを述べる。さらに、ASEAN における自由化水準とアジア・オセアニア地域における他の FTA の下で実現した自由化水準を比較して、ASEAN 域内のサービス貿易自由化に対する相対的評価を行う。最後に、ASEAN 域内の自由化を推し進める上で解決すべき課題を指摘する。

I ASEAN 域内のサービス貿易自由化に向けた制度構築

1. サービス産業の重要性の上昇

ASEAN のサービス産業は、拡大の一途を辿っている。アジア開発銀行の統計によれば、

ASEAN におけるサービス産業部門の GDP 比率は、2000年から2014年にかけて43.3%から47.5%へと上昇した。多くの国では、サービス産業部門は農業部門や工業部門よりも高い比率を占めている¹。

貿易に目を転じると、ASEAN のサービス輸出額は2005年に約1.1兆ドルであったが、2014年には約3.0兆ドルへと急激に増加し、年平均成長率は11.6%であった。また、サービス輸入額も2005年の約1.4兆ドルから2014年の約3.1兆ドルへと、1年あたり9.3%のペースで増加している。ASEAN では、観光、運送、実務サービスが、サービス貿易の大勢を占める。ASEAN が輸出するサービスの中で最も金額が多いのは観光であり、輸入するサービスの中では運送が最大の項目である。また、直接投資に目を向けると、過去10年においてASEAN が受け入れた直接投資の過半はサービス産業向け投資である²。

ASEAN 加盟各国がサービス貿易の重要性を認識し始めたのは、1990年代以降である。各国は、1992年1月にAFTA-CEPT 協定に署名し、翌年1月から財に賦課する輸入関税の引き下げを開始した。しかし、当時のASEAN 各国においては各種サービスが自由化しておらず、各国間の相互関係がほとんどなかった。そのため、製造企業が最終製品や部品などを国境を越えて移動させる際、例えばAFTA-CEPT 協定によって関税障壁が削減されたとしても依然として多大なコストがかかることが判明していた³。ASEAN 域内が全体として統合する必要があることを理解したすべての加盟国は協調し、関税とともにサービス貿易の障壁を削減するために制度の構築を開始した。

2. サービス貿易自由化の開始と進展

1995年12月、ASEAN 加盟各国の経済閣僚はAFAS（ASEAN Framework Agreement on Services：ASEAN サービスに関する枠組み協定）に署名し、域内サービス貿易の自由化を開始した。第5回ASEAN 首脳会議のバンコク宣言に基づき、貿易自由化の第1ラウンドが設定され、ASEAN 加盟各国は1996年1月から1998年12月までの3年間で自由化を実施するよう要請を受けた。各国は、第1ラウンド期間中の1997年12月に第1パッケージ、1998年12月に第2パッケージにそれぞれ署名した。

AFAS の第1ラウンドでは、WTO 協定の一部を構成するGATS（General Agreement on Trade in Services：サービス貿易に関する一般協定）における交渉時と同様に、実務、通信、建設及び建設関連のエンジニアリング、流通、教育、環境、金融、健康関連及び社会事業、観光及び旅行関連、娯楽・文化及びスポーツ、運送、その他、以上全12分野を自由化の対象と定めた。また、各国は12分野の中でも特に、実務、通信、建設・エンジニアリング、

¹ 唯一の例外はブルネイであり、工業部門の比率がサービス産業や農業部門の比率よりも高い。詳細は、アジア開発銀行の各国統計である Key Indicators for Asia and the Pacific 2016 (<https://www.adb.org/publications/key-indicators-asia-and-pacific-2016>) を参照。

² サービスの貿易額及びサービス産業向け直接投資額に関しては、ASEAN 事務局ホームページ (<http://asean.org/asean-economic-community/sectoral-bodies-under-the-purview-of-aem/services/>) の記述に基づく。

³ 山澤（2004）、9ページ。

金融、観光・旅行、海上輸送、航空輸送の7分野を中心に自由化を進めると決議した⁴。第1ラウンドで各国は、ASEAN域内のサービス貿易自由化を進めるための適切な方式について議論を行ったものの、首脳会議期間中の合意に失敗した。そこで、一旦はGATSの交渉と同様に、リクエスト・オファー方式を採用することで合意した。各国は、GATSにおける約束内容とサービス貿易レジームの情報を交換し、リストに掲載した分野の自由化を推進した⁵。

1999年1月から2001年12月までの3年間では、第2ラウンドが設定された。この第2ラウンド期間中の2001年12月に、各国の経済閣僚が第3パッケージに署名した。ASEANは第2ラウンドの中で、貿易自由化の推進を図るためのより適切な方式として共通サブセクター方式を採用した。サービス12分野の下にはそれぞれ、サービス内容を詳細に定めた計155のサブセクターが存在する。ASEAN加盟各国は4カ国以上が自由化に合意したサブセクターを共通サブセクターと定義し、この共通サブセクターについては自由化を約束すると決定した。そして、共通サブセクター内の約束内容を自由化に合意していない国にも適用すると定めた。また、12のサービス分野と155のサブセクターのうち、金融サービス分野及びその下にある22のサブセクターと運送サービス分野の下にある5の航空運送サブセクターを除く、計11分野128サブセクターにおいて、今後自由化を進めていく方針に各国は合意した⁶。

第2ラウンドでは、すべての加盟国が共通サブセクターに関して約束することが短期的目標として設定された。さらに、国境を越える取引を指す第1モード、海外における消費を指す第2モード、業務上の拠点を通じてのサービス提供を指し、実質的に外国資本の参入を意味する第3モード、自然人の移動によるサービス提供を指す第4モード、以上4つの供給モードにおけるサービスのより自由な移動の達成が、長期的目標として設定された⁷。

2002年1月から2004年12月までの3年間では第3ラウンドが設定され、AFASの第4パッケージが2004年9月に署名された。

第3ラウンドでは、新パッケージの署名に至るまでのプロセスの迅速化及び自由化の深化が図られた。そのためにASEANは、共通サブセクター方式を一部修正した。以前の方式では自由化対象となる共通サブセクターの決定に際して4カ国以上の合意を必要としたが、今回のラウンドからは3カ国以上の合意とするよう変更した。また、各国はASEANのサービス自由化方式として、「ASEAN マイナス X 方式」を採用することで合意した。従来の方式では、自由化に合意していない加盟国に対しても自由化の約束内容を適用する必要があったが、「ASEAN マイナス X 方式」の下では必ずしも約束内容を適用しなくてもよくなった⁸。これにより、サービス分野や共通サブセクターにおける自由化の合意をより容

⁴ ASEAN Secretariat (1995).

⁵ ASEAN Secretariat (2009), p.9.

⁶ 金融サービス分野の自由化に関しては金融大臣、航空運送サービス分野の自由化に関しては運輸大臣がそれぞれ交渉を行い、自由化を推進すると定められた。金融サービスについては第5パッケージ、航空運送サービスについては第7パッケージが2010年に署名されている。

⁷ ASEAN Secretariat (2015), p.16.

易に取り付けられるようになった⁹。

2005年1月から2007年12月までの3年間では、第4ラウンドが設定された。第4ラウンド期間中に、第5パッケージが2005年12月、第6パッケージが2006年11月にそれぞれ署名された。

第4ラウンドでは、域内統合を実現するための優先分野として航空旅行、ヘルスケア、e-ASEAN¹⁰、観光、以上4つの分野が指定された¹¹。また、供給モード別に数値目標が定められた。第1モード（越境取引）と第2モード（国外消費）に関しては、正当化されてしかなるべき理由がない限りにおいて、完全な自由化を推進することで各国が合意した。第3モード（外資参入）に関しては、外資出資比率の上限が、優先サービス分野では49%、建設及び建設関連のエンジニアリングサービスでは51%、他のサービスでは30%に設定された¹²。この背景には、数値目標を設定してASEAN域内からの外資系企業の参入をより促す狙いがあった¹³。

3. サービス貿易自由化の目標と問題点

2007年11月、シンガポールで開催された第13回 ASEAN 首脳会議の中で、ASEAN 各国の代表はAECブループリントを承認した。ASEAN 加盟国は2008年から2015年までの期間において、AECブループリントに記載された目標と行動計画表に基づいて、サービスの自由化を進めることとなった。

AECブループリントには、サービスの自由化を進めるためにとるべき行動として次の項目が記述された。第1に、ほぼすべての分野・サブセクターにおける制限の撤廃である。優先サービスとして指定された4分野・サブセクターである航空運送、e-ASEAN、ヘルスケア、観光に関しては2010年までに撤廃すると定めた。また、物流サービスに関しては2013年、他の分野に関しては2015年までに制限のほとんどを撤廃すると明記した。

第2に、自由化を進めるサブセクター数の目標値の設定である。2008年に10、2010年に15、2012年に20、2014年に20、2015年に7のサブセクターを新たに自由化する方針を打ち出した。その結果、自由化対象となっている128のサブセクターのうち、2008年に65、2010年に80、2012年に100、2014年に120、2015年に127のサブセクターが自由化される予定とな

⁸ ただし、以前には自由化に賛同しなかった国が後日、自由化推進の意思表示を行った場合、その国には直ちに自由化後の約束内容が適用される。

⁹ 「ASEAN マイナス X 方式」によって2つの協定が署名された。第1の協定はラオス・シンガポール間の教育サービス協定であり、第2の協定はブルネイ・シンガポール間の通信サービス協定である。ASEAN Secretariat (2015), p.16.

¹⁰ e-ASEAN とは ASEAN 域内の電子商取引の活性化を促すサービスであり、具体的には通信サービス及び情報技術サービスを指す。

¹¹ ASEAN Secretariat (2006).

¹² ASEAN Secretariat (2015), p.17.

¹³ 第4モード（自然人の移動）の自由化に関しては、自然人移動協定を新たに作成し AFAS とは別に交渉することになった。自然人移動協定は2012年11月に署名されている。

り、自由化スケジュールが順調に進めば、ほぼすべての分野・サブセクターが自由化されることになった。

第3に、供給モード別の数値目標設定である。安全保障等を理由とする例外を除いて、第1、2モードにあるすべての制限の撤廃に向けて取り組むとした。また、第3モードに関しては、優先サービス4分野の外資出資比率の上限を2008年に51%、2010年までに70%に引き上げると定めた。一方、物流サービスの外資出資比率の上限は2008年に49%、2010年に51%、2015年に70%とし、他のサービスの外資出資比率は2008年に49%、2015年に70%を許容することで各国は合意した¹⁴。

AEC ブループリントにある目標と行動計画表に沿って、第7パッケージが2009年2月、第8パッケージが2010年10月にそれぞれ署名された。

しかし、それまで順調にサービス貿易の自由化を推進してきたASEANは、第9パッケージの署名に際して困難に直面した。当初、第9パッケージの署名を2013年末に予定してものの、フィリピンが一向に署名しなかった。その結果、署名の実現は2015年11月まで待たねばならなかった。こうして自由化スケジュールが遅れたことに加え、さらなる貿易自由化に向けた各国の抵抗もあり、2016年末の時点で自由化を約束したサブセクターの数は、最も多い国でも104に過ぎない¹⁵。自由化対象となるサブセクターの数は、AEC ブループリントに記載された目標を大きく下回っている。

AFAS の下でのサービス貿易自由化には、自由化の対象となるサブセクター数の増加速度の鈍化以外にも問題がある。一部のASEAN加盟国は、過去のサービス貿易自由化の過程で散見された「見せかけの自由化」を懸念していた。「見せかけの自由化」とは、ある国が自由化の対象とするサブセクターをさらに細分化し、一部のサブセクターの自由化を約束することで当該分野の自由化とする操作を意味する¹⁶。「見せかけの自由化」を利用すれば、一旦は特定の分野を開放しておきながら、後になって新たに自由化を約束しないサブセクターを設けてその分野を閉鎖的なものとすることも原理上は可能となる。

ASEAN は AFAS における交渉の中で、越境取引や国外消費に係る制限の撤廃、外資出資比率の引き上げ、そして自由化対象となるサブセクター数の増加を主張してきた。しかしながら、そうした事象から直ちにASEAN域内のサービス貿易自由化が進展したと断ずることはできない。域内のサービス貿易自由化状況を分析するためには、分野・サブセクターの数や出資比率上限の変動とは異なる、客観的な指標が必要である。

¹⁴ ASEAN Secretariat (2008), p. 37.

¹⁵ 石川 (2016)、33ページ。

¹⁶ 「外資上限定めた憲法や国内法との整合性確保に難しさ—FTA のサービス貿易自由化に向けた取り組みの進捗(1)—」『通商弘報』2014年12月8日。

II ASEAN 域内のサービス貿易自由化の進捗状況

前節では、ASEAN 加盟各国のサービス貿易額が増加しており、サービス産業の重要性を認識した各国が AFAS の下でさらなる貿易自由化を図っている事実を確認した。これまでの ASEAN の取り組みの下では、迅速な自由化合意を形成するために交渉方式が開発され、自由化対象のサービス分野・サブセクター数の増加と出資比率上限の引き上げが謳われている。しかし、実際にはサブセクター数の増加ペースが予定よりも遅れており、かつ「見せかけの自由化」問題があるために、必ずしも自由化が進展しているとは断言できない。

そこで、本節では先行研究に従い、客観的指標を基に、ASEAN 域内におけるサービス貿易自由化の進捗状況について示すこととする。

1. サービス貿易自由化度の指数

サービス貿易の自由化度を表す客観的指標として、ホクマン指数が挙げられる。Hoekman (1995) は、GATS 交渉時に署名された各国のサービス貿易自由化の約束表を基に、GATS 交渉参加国の貿易自由化度を示した。GATS の約束表には全12分野、155のサブセクターが存在し、それぞれのサブセクターは「None（規制なし）」、「Unbound（約束せず）」、「None except…（条件付きの規制なし）」や「Unbound except…（特定事項を除き約束せず）」と明記されている。この中で、「None」と記述されたサブセクターを「1点」、「Unbound」と記述されたサブセクターを「0点」、「None except…」または「Unbound except…」と記述されたサービスを「0.5点」とし、参加国のサービス貿易自由化度を0～1で表した。

なお、Roy (2011) や Hoekman and Mattoo (2013) は、既に多くの国が第2モードにおける貿易自由化を認めているため、第2モードの自由化をホクマン指数に含めると貿易自由化の効果が過大に出てしまう恐れがあることを指摘した。また、ほとんどの国が第4モードにおける貿易自由化を限定的にしか認めておらず、第4モードの自由化をホクマン指数に含めた場合、数値が過少に算出される可能性があることを指摘した。以上の理由から、第1モードと第3モードに限定したホクマン指数を提示している。しかし、Ishido (2011) や Fukunaga and Ishido (2016) に代表される、ASEAN 加盟国のサービス貿易の自由化度に関する研究では、第1モードと第3モードに限定せず、第2モード、第4モードも含めたサービス貿易自由化度を算出している。

本稿では、第1モードから第4モードを含めた、すべての供給モードにおけるサービス貿易自由化度を算出し、ASEAN 加盟国が GATS や AFAS の下でどの程度サービス貿易を自由化したのかについて、明らかにする。

先行研究では、AFAS の第7パッケージのホクマン指数までは算出しているものの、第8パッケージと第9パッケージのホクマン指数には触れられていない。そこで、GATS、AFAS の第8パッケージと第9パッケージに基づくホクマン指数を算出し、AFAS の新しいパッケージの下での ASEAN 加盟国におけるサービス貿易自由化の進捗状況を示す。

GATS と AFAS の第 8 パッケージにおけるホクマン指数の算出に際しては、約束表に記載された第 1 モードから第 4 モードまでのサブセクターごとにそれぞれ「0 点」、「0.5 点」、「1 点」と数値を割り振り、単純平均を行った。一方、第 9 パッケージはそれまでのパッケージと異なり、第 4 モードにおける自由化を網羅していない。そこで、第 4 モードに関しては ASEAN 自然人移動協定の約束表を参照して第 8 パッケージと同様に数値を割り振り、単純平均を求めた¹⁷。

2. GATS・AFAS におけるサービス貿易自由化の進捗状況

表 1 は、GATS 交渉の際に ASEAN 加盟国が提示したサービス貿易自由化の約束表を基に、分野別に各国のホクマン指数を示した表である。

ASEAN 平均に関しては、実務サービスのホクマン指数が 0.41 であり、他のサービス分野に比べて高い。実際にベトナム、マレーシア、ブルネイの 3 カ国では、実務サービスの指数が最も高くなっている。ASEAN 加盟国においては、法律家や会計士等の専門家が不足している。欧米や日本をはじめとする先進国には専門性を有するサービス企業が多く存在するため、専門的サービスを少しでも自国に取り入れるため開放していると考えられる。また、観光・旅行サービスや建築・エンジニアリングサービスも貿易自由化度の高い分野であり、ホクマン指数はそれぞれ 0.40、0.37 である。その一方で、その他のサービスの指数は 0.00 であり、諸外国に全く開放していない。娯楽・文化及びスポーツのサービスや健康及び社会事業サービス事業の指数も低く、いずれも 0.10 に満たない。

国別に指数を見ていくと、カンボジアが 0.47、ベトナムが 0.41、ラオスが 0.36、シンガポールが 0.28、タイが 0.26 であり、この 5 カ国は ASEAN 平均の 0.24 を上回っている。ミャンマーを除く ASEAN 後発加盟国においては慢性的にサービス供給が不足しており、保護すべきサービス産業が少ないため貿易自由化を断行できたと考えられる。対して、ブルネイとミャンマーが 0.07、フィリピンが 0.14、インドネシアが 0.16、マレーシアが 0.22 であり、ASEAN 平均を下回っている。

次に、AFAS の第 8 パッケージによって実現した、ASEAN 各国のサービス貿易自由化度を示した表 2 を見ていく。第 8 パッケージの ASEAN 平均に関して言えば、実務サービスの指数が 0.65 であり、GATS 交渉時と同じく最も自由化度が高い分野である。また、環境サービスと建設・エンジニアリングサービスの指数も高く、それぞれ 0.64、0.60 である。その一方で、やはり GATS 交渉下と同様にその他のサービスの指数が相対的に低く、0.18 に留まる。

国別の指数を見ると、GATS 下と同じく、後発加盟国であるカンボジア、ベトナム、ラオスの指数が高く、いずれも 0.54 である。0.53 であるタイ、0.52 であるマレーシアとともに

¹⁷ サブセクターの数は ASEAN 各国で異なっており、今回の分析では数を揃えていない。また、一部の国は特定のサブセクターを約束表に記載していないが、このようなサブセクターに関しては自由化を約束していないとみなし、「0 点」を割り振った。

表1 GATS におけるホクマン指数

	ASEAN平均	シンガポール	マレーシア	タイ	インドネシア	フィリピン
1 実務サービス	0.41	0.56	0.62	0.32	0.33	0.25
2 通信サービス	0.23	0.39	0.25	0.22	0.14	0.24
3 建設サービス及び関連のエンジニアリングサービス	0.37	0.88	0.50	0.30	0.40	0.00
4 流通サービス	0.18	0.00	0.00	0.08	0.00	0.00
5 教育サービス	0.18	0.00	0.00	0.25	0.00	0.00
6 環境サービス	0.28	0.00	0.00	0.62	0.00	0.00
7 金融サービス	0.33	0.38	0.31	0.41	0.37	0.43
8 健康に関連するサービス及び社会事業サービス	0.09	0.00	0.19	0.00	0.00	0.00
9 観光サービス及び旅行に関連するサービス	0.40	0.56	0.25	0.38	0.56	0.28
10 娯楽、文化及びスポーツのサービス	0.08	0.18	0.10	0.10	0.00	0.00
11 運送サービス	0.21	0.19	0.17	0.29	0.08	0.30
12 いずれにも含まれないその他のサービス	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
サービス平均	0.24	0.28	0.22	0.26	0.16	0.14

	ブルネイ	ベトナム	ミャンマー	カンボジア	ラオス
1 実務サービス	0.34	0.63	0.00	0.55	0.52
2 通信サービス	0.09	0.36	0.00	0.33	0.33
3 建設サービス及び関連のエンジニアリングサービス	0.00	0.50	0.00	0.63	0.50
4 流通サービス	0.00	0.53	0.00	0.88	0.35
5 教育サービス	0.00	0.38	0.00	0.53	0.65
6 環境サービス	0.00	0.52	0.00	0.88	0.75
7 金融サービス	0.19	0.42	0.00	0.44	0.35
8 健康に関連するサービス及び社会事業サービス	0.00	0.38	0.00	0.19	0.16
9 観光サービス及び旅行に関連するサービス	0.00	0.38	0.44	0.55	0.59
10 娯楽、文化及びスポーツのサービス	0.00	0.20	0.00	0.18	0.00
11 運送サービス	0.07	0.36	0.25	0.26	0.09
12 いずれにも含まれないその他のサービス	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
サービス平均	0.07	0.41	0.07	0.47	0.36

(出所) 各国の約束表を基に筆者算出、作成。

表2 AFAS・第8パッケージにおけるホクマン指数

	ASEAN平均	シンガポール	マレーシア	タイ	インドネシア	フィリピン
1 実務サービス	0.65	0.81	0.65	0.67	0.63	0.71
2 通信サービス	0.41	0.39	0.44	0.26	0.15	0.56
3 建設サービス及び関連のエンジニアリングサービス	0.60	0.88	0.50	0.48	0.50	0.63
4 流通サービス	0.49	0.70	0.50	0.60	0.13	0.60
5 教育サービス	0.51	0.18	0.55	0.65	0.60	0.00
6 環境サービス	0.64	0.16	0.75	0.62	0.72	0.34
7 金融サービス	0.36	0.38	0.33	0.41	0.37	0.43
8 健康に関連するサービス及び社会事業サービス	0.41	0.26	0.56	0.64	0.36	0.42
9 観光サービス及び旅行に関連するサービス	0.59	0.86	0.59	0.66	0.69	0.56
10 娯楽、文化及びスポーツのサービス	0.31	0.35	0.43	0.53	0.28	0.48
11 運送サービス	0.44	0.26	0.48	0.39	0.46	0.35
12 いずれにも含まれないその他のサービス	0.18	0.00	0.00	0.63	0.69	0.48
サービス平均	0.49	0.46	0.52	0.53	0.45	0.46

	ブルネイ	ベトナム	ミャンマー	カンボジア	ラオス
1 実務サービス	0.60	0.78	0.57	0.55	0.52
2 通信サービス	0.30	0.38	0.59	0.34	0.70
3 建設サービス及び関連のエンジニアリングサービス	0.50	0.63	0.50	0.63	0.75
4 流通サービス	0.00	0.63	0.38	0.88	0.48
5 教育サービス	0.60	0.45	0.75	0.53	0.75
6 環境サービス	0.75	0.80	0.47	0.88	0.88
7 金融サービス	0.19	0.42	0.17	0.46	0.47
8 健康に関連するサービス及び社会事業サービス	0.21	0.75	0.50	0.19	0.22
9 観光サービス及び旅行に関連するサービス	0.19	0.59	0.44	0.53	0.81
10 娯楽、文化及びスポーツのサービス	0.13	0.20	0.33	0.35	0.00
11 運送サービス	0.49	0.46	0.43	0.61	0.51
12 いずれにも含まれないその他のサービス	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
サービス平均	0.37	0.54	0.47	0.54	0.54

(出所) 各国の約束表を基に筆者算出、作成。

表3 AFAS・第9パッケージにおけるホクマン指数

	ASEAN平均	シンガポール	マレーシア	タイ	インドネシア	フィリピン
1 実務サービス	0.69	0.84	0.75	0.67	0.58	0.71
2 通信サービス	0.45	0.50	0.44	0.36	0.15	0.55
3 建設サービス及び関連のエンジニアリングサービス	0.64	0.88	0.50	0.50	0.50	0.65
4 流通サービス	0.51	0.70	0.60	0.60	0.13	0.60
5 教育サービス	0.64	0.78	0.55	0.65	0.60	0.23
6 環境サービス	0.70	0.41	0.75	0.62	0.72	0.56
7 金融サービス	0.36	0.38	0.33	0.41	0.37	0.43
8 健康に関連するサービス及び社会事業サービス	0.51	0.42	0.56	0.64	0.48	0.53
9 観光サービス及び旅行に関連するサービス	0.62	0.86	0.59	0.66	0.69	0.59
10 娯楽、文化及びスポーツのサービス	0.39	0.45	0.43	0.53	0.43	0.48
11 運送サービス	0.48	0.31	0.49	0.49	0.48	0.35
12 いずれにも含まれないその他のサービス	0.43	0.50	0.63	0.63	0.69	0.48
サービス平均	0.54	0.58	0.55	0.56	0.47	0.51

	ブルネイ	ベトナム	ミャンマー	カンボジア	ラオス
1 実務サービス	0.60	0.81	0.73	0.55	0.68
2 通信サービス	0.30	0.38	0.63	0.34	0.81
3 建設サービス及び関連のエンジニアリングサービス	0.50	0.63	0.75	0.63	0.88
4 流通サービス	0.13	0.63	0.38	0.88	0.48
5 教育サービス	0.73	0.70	0.88	0.53	0.75
6 環境サービス	0.75	0.80	0.66	0.88	0.88
7 金融サービス	0.19	0.42	0.17	0.46	0.47
8 健康に関連するサービス及び社会事業サービス	0.71	0.80	0.51	0.22	0.22
9 観光サービス及び旅行に関連するサービス	0.34	0.59	0.44	0.58	0.81
10 娯楽、文化及びスポーツのサービス	0.40	0.20	0.48	0.50	0.00
11 運送サービス	0.49	0.48	0.52	0.68	0.55
12 いずれにも含まれないその他のサービス	0.00	0.75	0.00	0.00	0.63
サービス平均	0.46	0.58	0.56	0.57	0.59

(出所) 各国の約束表を基に筆者算出、作成。

ASEAN 平均の0.49を上回っている。これに対して、ブルネイが0.37、インドネシアが0.45、フィリピン、シンガポールが0.46、ミャンマーが0.47であり、この5カ国はASEAN 平均を下回っている。

最後に、AFAS の第9パッケージを基にしたサービス貿易自由化度を示す表3を確認する。ASEAN 平均に関しては、これまでと異なり環境サービスが最も指数が高くなっており、0.70である。次いで、実務サービス、建設・エンジニアリングサービスの順に高い。また、GATS や AFAS の第8パッケージでは極めて数値が低かったその他のサービスが0.43に上昇し、当該サービスの自由化度は著しく改善された。

国別に指数を見ていくと、ラオスが0.59、シンガポール、ベトナムが0.58、カンボジアが0.57、ミャンマーとタイが0.56、マレーシアが0.55であり、これら7カ国はASEAN 平均の0.54を上回っている。また、AFAS が第9パッケージに更新された後に、ミャンマーが初めてASEAN 平均を上回るようになった。これにより、ASEAN の後発加盟4カ国すべてが相対的に高い貿易自由化度を実現した。他方で、ブルネイが0.46、インドネシアが0.47、フィリピンが0.51であり、ASEAN 平均を下回っている。

3. AFAS におけるサービス貿易の追加的自由化及びその要因

表4は、AFAS の第9パッケージに基づいたホクマン指数からGATSにおける指数を減じて算出した、AFAS におけるサービス貿易の追加的自由化度を表している。この表から、1990年代後半から現在にかけて、ASEAN 各国が他の加盟国に対してどれほどサービス貿易の自由化を約束してきたのかが分かる。ほぼすべての国とサービスでは追加的自由化度がプラスの値をとっており、各国が積極的に自由化を推進してきたことが読み取れる¹⁸。

追加的自由化度のASEAN 平均では、教育サービスの値が0.46となっており最も高い。特に高い国がミャンマーであり、教育サービスの追加的自由化度は0.88となっている。ミャンマーはAFAS の中で、初等教育、中等教育、高等教育、成人教育、その他の教育とすべての段階での教育サービスを対象として、国境を越えたサービスの提供、自国民の海外におけるサービスの消費、外国資本の教育サービス施設の建設と現地での運営、という以上3項目について、他のASEAN 加盟国に全面的に開放した¹⁹。

教育サービスの他には、環境サービスの数値がその他のサービスとともに0.43と高い。環境サービスについてはマレーシアとブルネイの数値がそれぞれ0.75と高くなっている。マレーシアとブルネイは、GATS では環境サービスの貿易自由化について一切約束していなかったが、AFAS においては自由化に大きく舵を切った。工場から排出される廃水の管理、水に含まれる汚染物質の除去、ごみ処理、大気の保護、騒音の緩和、土壌の消毒及び改良

¹⁸ 唯一、カンボジアの実務サービスに関しては自由化への取り組みが後退している。カンボジアは、他のASEAN 加盟国からの建設機械のリースについては、機械の安全性の調査を行うだけの技術が国内に蓄積されていないとして、早期に自由化の対象外とした。

¹⁹ MITI (2015d), pp.37-38.

表4 AFAS におけるサービス貿易の追加的自由化度（第9パッケージ GATS）

	ASEAN平均	シンガポール	マレーシア	タイ	インドネシア	フィリピン
1 実務サービス	0.28	0.28	0.13	0.35	0.25	0.46
2 通信サービス	0.21	0.11	0.19	0.15	0.01	0.32
3 建設サービス及び関連のエンジニアリングサービス	0.27	0.00	0.00	0.20	0.10	0.65
4 流通サービス	0.33	0.70	0.60	0.53	0.13	0.60
5 教育サービス	0.46	0.78	0.55	0.40	0.60	0.23
6 環境サービス	0.43	0.41	0.75	0.00	0.72	0.56
7 金融サービス	0.03	0.00	0.02	0.00	0.00	0.00
8 健康に関連するサービス及び社会事業サービス	0.42	0.42	0.38	0.64	0.48	0.53
9 観光サービス及び旅行に関連するサービス	0.22	0.30	0.34	0.28	0.13	0.31
10 娯楽、文化及びスポーツのサービス	0.31	0.28	0.33	0.43	0.43	0.48
11 運送サービス	0.28	0.11	0.32	0.20	0.40	0.05
12 いずれにも含まれないその他のサービス	0.43	0.50	0.63	0.63	0.69	0.48
サービス平均	0.30	0.30	0.33	0.30	0.31	0.37

	ブルネイ	ベトナム	ミャンマー	カンボジア	ラオス
1 実務サービス	0.26	0.18	0.73	-0.01	0.16
2 通信サービス	0.21	0.03	0.63	0.01	0.49
3 建設サービス及び関連のエンジニアリングサービス	0.50	0.13	0.75	0.00	0.38
4 流通サービス	0.13	0.10	0.38	0.00	0.13
5 教育サービス	0.73	0.33	0.88	0.00	0.10
6 環境サービス	0.75	0.29	0.66	0.00	0.13
7 金融サービス	0.00	0.00	0.17	0.02	0.11
8 健康に関連するサービス及び社会事業サービス	0.71	0.42	0.51	0.03	0.06
9 観光サービス及び旅行に関連するサービス	0.34	0.22	0.00	0.03	0.22
10 娯楽、文化及びスポーツのサービス	0.40	0.00	0.48	0.33	0.00
11 運送サービス	0.42	0.12	0.27	0.42	0.46
12 いずれにも含まれないその他のサービス	0.00	0.75	0.00	0.00	0.63
サービス平均	0.40	0.17	0.49	0.10	0.23

(出所) 各国の約束表を基に筆者算出、作成。

について、海外のコンサルタントやプログラミングサービス、インターネットサービスの利用に代表される越境取引と外国における修理を意味する国外消費を100%自由化した。また、上限51%の条件付ではあるが外資の参入も認めた²⁰。

国別に数値を見ると、GATSでは多くの分野を開放しなかったミャンマーの数値が0.49に上り、最も高い。ミャンマーは前述の教育サービス以外にも、建設・エンジニアリングサービスが0.75、実務サービスが0.73であり、この2つの分野で大幅な自由化を進めている。ミャンマーは、建設・エンジニアリングサービスにおいては建設現場における事前調査、ビル建設やプレハブの組立、据付工事、最終仕上げ、解体工事に関連した貸借を自由化項目として網羅している。実務サービスにおいては、会計士、建造物のデザイン、都市計画を自由化の対象としている。ミャンマーは両サービスについて、インターネット等を利用した越境取引と海外事業者に直接訪問してサービスの提供を受ける国外消費を100%自由化しており、外資参入については出資比率制限を撤廃した²¹。

ミャンマー以外の国では、ブルネイ、フィリピン、マレーシア、インドネシアの数値がそれぞれ0.40、0.37、0.33、0.31であり、ASEAN平均の0.30を超えた。これに対して、カンボジアが0.10、ベトナムが0.17、ラオスが0.23であり、ASEAN平均を下回っている。しかし、これらの3カ国はいずれも、ASEANの中では比較的GATS交渉の席上でサービス貿易を積極的に自由化してきた国々であり、一定程度他国と自由化水準を揃えるためにAFASにおける追加的自由化度が低くなるのは致し方ない。重要なのは、すべてのASEAN加盟国が着実にサービス貿易の自由化を遂行したという事実である。

表5は、AFASの第9パッケージに基づいたホクマン指数から第8パッケージにおける指数を減じて算出した、AFASにおけるサービス貿易の追加的自由化度を表している。この表から、2010年代における自由化の進展度が判明する。「見せかけの自由化」によりインドネシアの実務サービスとフィリピンの通信サービスの追加的自由化度はマイナスの値をとっているが²²、他のサービスはプラスまたは0の値をとっている。2010年から2015年までの5年間でさらに自由化が進行し、ASEAN平均のホクマン指数は0.06上昇した。特に上昇したサービスはその他のサービスであり、上昇幅は0.25である。ベトナム、マレーシア、ラオス、シンガポールでは、その他のサービスのホクマン指数が0.50以上、上昇している。

2010年代に入り、ベトナムはドライクリーニングやランドリーサービスに関して、人の移動を除く自由化を実施した²³。また、マレーシアやラオスは、サービス貿易自由化対象

²⁰ MITI (2015a), p.29, MITI (2015c), pp.38-41.

²¹ ただし、ミャンマーに参入する際には、1914年に制定された外国投資法に基づき、関係各省庁の認可取得が義務付けられている。

²² インドネシアは第9パッケージへの更新に際して、実務サービス分野の中に、高等教育用の英語で書かれた書物の印刷サービス及び出版サービスのサブセクターを追加した。そして、この2つのサブセクターに関しては、越境取引の自由化を認めないとした。また、フィリピンは通信サービス分野内のサブセクターを細分化し、フィリピンの通信会社がコンテンツ開発を行う国外の企業と取引を行う際には、別途定められる商業協定に基づきフィリピンが独自にライセンスを付与した企業のみと取引する、と定めた。MITI (2015b), p.18, MITI (2015e), p.26.

表5 AFAS におけるサービス貿易の追加的自由化度（第9パッケージ-第8パッケージ）

	ASEAN平均	シンガポール	マレーシア	タイ	インドネシア	フィリピン
1 実務サービス	0.04	0.03	0.10	0.00	-0.05	0.00
2 通信サービス	0.04	0.11	0.00	0.11	0.00	-0.01
3 建設サービス及び関連のエンジニアリングサービス	0.04	0.00	0.00	0.03	0.00	0.03
4 流通サービス	0.02	0.00	0.10	0.00	0.00	0.00
5 教育サービス	0.13	0.60	0.00	0.00	0.00	0.23
6 環境サービス	0.06	0.25	0.00	0.00	0.00	0.22
7 金融サービス	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
8 健康に関連するサービス及び社会事業サービス	0.10	0.16	0.00	0.00	0.13	0.11
9 観光サービス及び旅行に関連するサービス	0.02	0.00	0.00	0.00	0.00	0.03
10 娯楽、文化及びスポーツのサービス	0.08	0.10	0.00	0.00	0.15	0.00
11 運送サービス	0.04	0.04	0.01	0.10	0.02	0.00
12 いずれにも含まれないその他のサービス	0.25	0.50	0.63	0.00	0.00	0.00
サービス平均	0.06	0.12	0.03	0.03	0.02	0.05

	ブルネイ	ベトナム	ミャンマー	カンボジア	ラオス
1 実務サービス	0.00	0.03	0.15	0.00	0.16
2 通信サービス	0.00	0.00	0.04	0.00	0.11
3 建設サービス及び関連のエンジニアリングサービス	0.00	0.00	0.25	0.00	0.13
4 流通サービス	0.13	0.00	0.00	0.00	0.00
5 教育サービス	0.13	0.25	0.13	0.00	0.00
6 環境サービス	0.00	0.01	0.19	0.00	0.00
7 金融サービス	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
8 健康に関連するサービス及び社会事業サービス	0.50	0.05	0.01	0.03	0.00
9 観光サービス及び旅行に関連するサービス	0.16	0.00	0.00	0.05	0.00
10 娯楽、文化及びスポーツのサービス	0.28	0.00	0.15	0.15	0.00
11 運送サービス	0.00	0.03	0.09	0.07	0.05
12 いずれにも含まれないその他のサービス	0.00	0.75	0.00	0.00	0.63
サービス平均	0.09	0.04	0.09	0.03	0.05

(出所) 各国の約束表を基に筆者算出、作成。

²³ MITI (2015g), p.54.

のサブセクターとして新たにスキルトレーニングを追加した。このうちマレーシアは、自動化製造技術、高度材料技術、生物工学、エレクトロニクス、情報技術、航空機用電子機器について、インターネット等を利用した技術習得と他の ASEAN 加盟国に滞在する形態での技術習得を促すこととした。そして、これらの技術の訓練を行う企業を誘致するため、外資比率70%以下を条件として外資系企業の参入を認めた²⁴。ラオスの約束表にはスキルの内訳がなく詳細を把握できないが、おそらくマレーシアと同様に自国内に不足する専門性の高いスキルを指していると思われる。シンガポールは、理髪、クリーニング、葬儀の3サービスについて、外資比率制限を撤廃した²⁵。

その他のサービス以外では、教育サービスと健康・社会事業サービスの ASEAN 平均の追加的自由化度がそれぞれ0.13、0.10であり、2010年代以降にとりわけ自由化が進んだサービスである。教育サービスに関しては、シンガポールの追加的自由化度が0.60と突出して高い。これは、外国籍を有する生徒に対する、外国資本の事業者によるシンガポール国内での教育が可能になったためである²⁶。社会事業サービスに関しては、ブルネイの追加的自由化度が0.50と高くなっている。ブルネイは、幼児や身体障害者を対象としたデイケアサービスを100%外資企業に開放した²⁷。

国別の追加的自由化度を見ると、シンガポールが最も高く0.12、ミャンマーとブルネイが0.09であり、ASEAN 平均の0.06を超えている。期間を2010年代以降に限定すれば、この3カ国における自由化がASEAN 全体の自由化に大きく貢献したと言える。

ASEAN 各国は、教育サービスや環境サービス、健康・社会事業サービス、そして2010年代以降はその他のサービスを中心に、積極的に貿易自由化を実施してきた。また、著しく遅れていたミャンマーやブルネイの自由化も他国に比肩しうるまでになった。各国における自由化への取り組みは「見せかけの自由化」の悪影響を相殺し、域内の貿易自由化水準を着実に底上げしたのである。

Ⅲ ASEAN 域内のサービス貿易自由化の評価

前節では、一部のサービス分野・サブセクターで「見せかけの自由化」が行われているものの、ASEAN 加盟国は AFAS によって着実にサービス貿易の自由化を達成してきたことを確認した。それでは、AFAS の下でのサービス貿易自由化の水準は、ASEAN 加盟国が署名した二国間 FTA や域外国が署名してきた FTA と比較するとどの程度のものだろうか。

本節では、主要アジア・オセアニア諸国と署名した FTA の中でも交渉項目にサービス貿易の自由化が含まれている FTA を取り上げ、それぞれの FTA の約束表からホクマン指数

²⁴ MITI (2015c), p.60.

²⁵ MITI (2013), p.37.

²⁶ *Ibid.*, pp.19-20.

²⁷ MITI (2015a), p.31.

を算出することで、アジア・オセアニア地域において ASEAN におけるサービス貿易自由化をどのように評価できるのかについて、若干の考察を試みる。

1. ASEAN + 1 FTA 及び ASEAN 加盟国による二国間 FTA の成立

ASEAN が初めて域外国と締結したサービス貿易協定は、2007年1月に締結した ASEAN・中国包括的経済協力枠組み協定の中のサービス貿易協定であり、2007年1月に署名した²⁸。続いて、2007年11月、ASEAN は韓国と ASEAN 加盟国政府・韓国間包括的経済協力枠組み協定を署名し、2008年11月にサービス貿易協定を署名した。2009年2月には、サービス貿易協定を含む ASEAN・豪州・ニュージーランド自由貿易地域創設協定に署名し、2014年11月には、ASEAN・インド包括的経済協力枠組み協定の下でサービス貿易協定に署名した。日本とは2015年中にサービス貿易協定を締結する予定であったがすべての国が合意しておらず、未だ署名には至っていない。

もっとも、ASEAN 加盟国は個別に日本と二国間協定を締結し、サービス貿易協定を署名している。シンガポールは2002年2月、マレーシアは2005年12月、フィリピンは2006年9月、タイとフィリピンは2007年4月、ブルネイは2007年6月、ベトナムは2008年12月に、日本とサービス貿易自由化を含めた EPA (Economic Partnership Agreement：経済連携協定) に署名した。

また、シンガポールは2003年2月に豪州、2005年4月に韓国、2005年7月にインド、2008年10月に中国とそれぞれ、FTA や CECA (Comprehensive Economic Cooperation Agreement：包括的経済連携協定) に署名した。マレーシアは、2009年にニュージーランド、2011年2月にインド、2012年5月に豪州とそれぞれ、FTA や CECA に署名している。

ASEAN 加盟国は ASEAN として、豪州、中国、インド、日本、韓国、ニュージーランドの6カ国と RCEP (Regional Comprehensive Economic Partnership：地域包括的経済連携) の下でサービス貿易の署名を目指しており、2012年12月から交渉を開始し、現在も交渉は継続中である。

2. ASEAN + 1 FTA 及び二国間 FTA におけるサービス貿易自由化状況

表6は、アジア・オセアニア地域における主要国が署名した各種 FTA のうち、GATS とサービス貿易の自由化を約束内容に含めていた FTA 及びそのホクマン指数を表しており、この表から各国の FTA ごとの自由化水準が読み取ることができる。

前節でも明らかにしたように、GATS 下の ASEAN 加盟国平均のホクマン指数は0.24であり、豪州の0.54、日本の0.52、ニュージーランドと中国の0.41、韓国の0.31と比較して低い。GATS の下での ASEAN は、豪州、日本、中国、ニュージーランド、韓国と比べてサービス貿易自由化に消極的であったと言える。

²⁸ このときに第1パッケージを署名し、より自由化度の高い第2パッケージを2011年11月に署名している。

表6 アジア・オセアニア地域の FTA におけるホクマン指数

	ASEAN平均	シンガポール	マレーシア	タイ	インドネシア	フィリピン	ブルネイ	ベトナム	ミャンマー
GATS	0.24	0.28	0.22	0.26	0.16	0.14	0.07	0.41	0.07
AFAS(第9パッケージ)	0.54	0.58	0.55	0.56	0.47	0.51	0.46	0.58	0.56
ASEAN・中国FTA	0.29	0.50	0.24	0.31	0.16	0.18	0.08	0.42	0.11
ASEAN・韓国FTA	0.32	0.43	0.31	0.37	0.27	0.24	0.14	0.44	0.12
ASEAN・豪州・NZFTA	0.32	0.41	0.28	0.36	0.28	0.21	0.12	0.46	0.24
ASEAN・インドFTA	0.32	0.49	0.32	0.31	0.21	0.19	0.11	0.44	0.23
TPP(P4)	-	0.50	-	-	-	-	0.07	-	-
日本・シンガポールEPA	-	0.56	-	-	-	-	-	-	-
中国・シンガポールFTA	-	0.53	-	-	-	-	-	-	-
韓国・シンガポールFTA	-	0.28	-	-	-	-	-	-	-
シンガポール・豪州FTA	-	0.53	-	-	-	-	-	-	-
インド・シンガポールCECA	-	0.59	-	-	-	-	-	-	-
日本・マレーシアEPA	-	-	0.26	-	-	-	-	-	-
マレーシア・豪州FTA	-	-	0.34	-	-	-	-	-	-
マレーシア・NZFTA	-	-	0.31	-	-	-	-	-	-
マレーシア・インドCECA	-	-	0.37	-	-	-	-	-	-
日本・タイEPA	-	-	-	0.29	-	-	-	-	-
日本・インドネシアEPA	-	-	-	-	0.27	-	-	-	-
日本・フィリピンEPA	-	-	-	-	-	0.32	-	-	-
日本・ブルネイEPA	-	-	-	-	-	-	0.13	-	-
日本・ベトナムEPA	-	-	-	-	-	-	-	0.46	-
日本・インドCEPA	-	-	-	-	-	-	-	-	-
NZ・中国FTA	-	-	-	-	-	-	-	-	-
韓国・インドCEPA	-	-	-	-	-	-	-	-	-

	カンボジア	ラオス	日本	中国	韓国	豪州	NZ	インド
GATS	0.47	0.36	0.52	0.41	0.31	0.54	0.41	0.06
AFAS(第9パッケージ)	0.57	0.59	-	-	-	-	-	-
ASEAN・中国FTA	0.49	0.37	-	0.41	-	-	-	-
ASEAN・韓国FTA	0.47	0.38	-	-	0.45	-	-	-
ASEAN・豪州・NZFTA	0.47	0.41	-	-	-	0.64	0.49	-
ASEAN・インドFTA	0.47	0.40	-	-	-	-	-	0.07-0.13
TPP(P4)	-	-	-	-	-	-	0.59	-
日本・シンガポールEPA	-	-	0.59	-	-	-	-	-
中国・シンガポールFTA	-	-	-	0.43	-	-	-	-
韓国・シンガポールFTA	-	-	-	-	0.31	-	-	-
シンガポール・豪州FTA	-	-	-	-	-	0.56	-	-
インド・シンガポールCECA	-	-	-	-	-	-	-	0.28
日本・マレーシアEPA	-	-	0.69	-	-	-	-	-
マレーシア・豪州FTA	-	-	-	-	-	0.63	-	-
マレーシア・NZFTA	-	-	-	-	-	-	0.51	-
マレーシア・インドCECA	-	-	-	-	-	-	-	0.29
日本・タイEPA	-	-	0.64	-	-	-	-	-
日本・インドネシアEPA	-	-	0.72	-	-	-	-	-
日本・フィリピンEPA	-	-	0.68	-	-	-	-	-
日本・ブルネイEPA	-	-	0.70	-	-	-	-	-
日本・ベトナムEPA	-	-	0.68	-	-	-	-	-
日本・インドCEPA	-	-	0.66	-	-	-	-	0.35
NZ・中国FTA	-	-	-	0.44	-	-	0.49	-
韓国・インドCEPA	-	-	-	-	0.45	-	-	0.36

(注1) ASEAN・インド FTA におけるインドのホクマン指数は、相手国によって異なる。フィリピンに対しては 0.07、インドネシアに対しては0.08、その他の ASEAN 加盟 8 カ国に対しては0.13である。

(注2) CEPA は包括的経済連携協定 (Comprehensive Economic Partnership Agreement) の略語であり、FTA の一種である。

(注3) 2015年11月時点でサービス貿易自由化の約束内容が判明していた FTA のみを記載している。

(出所) 各国の約束表を基に筆者算出、作成。

ASEAN 加盟国は、AFAS によって域内におけるサービス貿易の自由化を強力に推進してきた。その一方で、ASEAN 加盟国がこれまでに域外国と署名してきた FTA においては、ほとんどの加盟国は低水準のサービス貿易自由化を約束したに過ぎない。ASEAN + 1 FTA に関しては、日本、韓国、中国、豪州・ニュージーランドとの FTA における ASEAN 側のホクマン指数は0.29～0.32であり、AFAS の0.54と比べると低い。ASEAN 加盟国が署名した二国間 FTA に関しても、インド・シンガポール CECA におけるシンガポール側の指数は0.59であり、AFAS の指数である0.58よりも僅かに高いものの、その他の FTA の指数は0.28～0.56と AFAS のものより低い。また、シンガポール以外の9カ国においては、いずれの FTA も ASEAN 加盟国側の自由化水準は AFAS の水準より低い。

AFAS の第9パッケージの下で達成した ASEAN 平均のホクマン指数0.54は、日本・インドネシア FTA における日本側の0.72、ASEAN・豪州・ニュージーランド自由貿易地域における豪州側の0.64、TPP (Trans-Pacific Partnership：環太平洋連携) 協定の前身である P 4 協定におけるニュージーランド側の0.59よりも低い。しかしながら、韓国の ASEAN + 1 FTA と二国間 FTA の指数は最大でも0.45であり、中国は0.44、インドは0.36である。AFAS によって、ASEAN 加盟国は韓国や中国、インドよりも高水準の貿易自由化を実現しており、自由化水準は先進国のものに接近しつつある。

3. 追加的自由化の観点からみた評価

表7は、アジア・オセアニア地域における各種 FTA のうち、サービス貿易自由化を約束した FTA の追加的自由化度を表している。この表からは、FTA ごとの自由化の進展度を読み取ることができる。

前節でも確認したとおり、AFAS における ASEAN 平均の追加的自由化度は0.30である。対して、ASEAN + 1 FTA における ASEAN 平均は0.04～0.08である。また、二国間 FTA における ASEAN 加盟国側の追加的自由化度は、シンガポールが最大0.31と高くなっているが、他の9カ国は0.00～0.17である。ASEAN 域外国に目を向けても、ほとんどの FTA では域外国側の追加的自由化度が AFAS のものに満たず、韓国・インド間の FTA におけるインド側の0.31を除けば0.00～0.30に収まる。AFAS は、なぜほとんどの ASEAN + 1 FTA や二国間 FTA よりも高い追加的自由化を実現できたのであろうか。本項では2つの要因を指摘する。

第1に、ASEAN 加盟国が署名した ASEAN + 1 FTA や二国間 FTA には、ASEAN 加盟国が自由化を望んでいないサービス分野が存在する。例えば、AFAS を除く FTA では、インドネシア、ブルネイ、ミャンマーが流通サービス分野の自由化を全面的に拒否している。しかし AFAS では、段階的に自由化を進めている。

開放された流通サービス分野のサブセクターを国別に見ていくと、インドネシアは生鮮食品やタバコ、衣服、靴を扱う5km以上の敷地面積を有する卸売市場、ブルネイはフランチャイズに限り、外資系企業による51%までの出資を認めた²⁹。ミャンマーは問屋、卸売、

表7 アジア・オセアニア地域の FTA におけるサービス貿易の追加的自由化度

	ASEAN平均	シンガポール	マレーシア	タイ	インドネシア	フィリピン	ブルネイ	ベトナム	ミャンマー
GATS	—	—	—	—	—	—	—	—	—
AFAS(第9パッケージ)	0.30	0.30	0.33	0.30	0.31	0.37	0.40	0.17	0.49
ASEAN・中国FTA	0.04	0.22	0.02	0.05	0.00	0.04	0.02	0.00	0.04
ASEAN・韓国FTA	0.07	0.14	0.09	0.11	0.11	0.10	0.08	0.02	0.05
ASEAN・豪州・NZFTA	0.08	0.13	0.06	0.10	0.12	0.07	0.06	0.05	0.17
ASEAN・インドFTA	0.07	0.21	0.10	0.05	0.05	0.05	0.04	0.03	0.16
TPP(P4)	—	0.22	—	—	—	—	0.00	—	—
日本・シンガポールEPA	—	0.28	—	—	—	—	—	—	—
中国・シンガポールFTA	—	0.25	—	—	—	—	—	—	—
韓国・シンガポールFTA	—	0.00	—	—	—	—	—	—	—
シンガポール・豪州FTA	—	0.25	—	—	—	—	—	—	—
インド・シンガポールCECA	—	0.31	—	—	—	—	—	—	—
日本・マレーシアEPA	—	—	0.04	—	—	—	—	—	—
マレーシア・豪州FTA	—	—	0.12	—	—	—	—	—	—
マレーシア・NZFTA	—	—	0.10	—	—	—	—	—	—
マレーシア・インドCECA	—	—	0.15	—	—	—	—	—	—
日本・タイEPA	—	—	—	0.04	—	—	—	—	—
日本・インドネシアEPA	—	—	—	—	0.11	—	—	—	—
日本・フィリピンEPA	—	—	—	—	—	0.18	—	—	—
日本・ブルネイEPA	—	—	—	—	—	—	0.06	—	—
日本・ベトナムEPA	—	—	—	—	—	—	—	0.05	—
日本・インドCEPA	—	—	—	—	—	—	—	—	—
NZ・中国FTA	—	—	—	—	—	—	—	—	—
韓国・インドCEPA	—	—	—	—	—	—	—	—	—

	カンボジア	ラオス	日本	中国	韓国	豪州	NZ	インド
GATS	—	—	—	—	—	—	—	—
AFAS(第9パッケージ)	0.10	0.23	—	—	—	—	—	—
ASEAN・中国FTA	0.02	0.01	—	0.00	—	—	—	—
ASEAN・韓国FTA	0.00	0.02	—	—	0.14	—	—	—
ASEAN・豪州・NZFTA	0.00	0.05	—	—	—	0.10	0.08	—
ASEAN・インドFTA	0.00	0.04	—	—	—	—	—	0.01-0.07
TPP(P4)	—	—	—	—	—	—	0.17	—
日本・シンガポールEPA	—	—	0.07	—	—	—	—	—
中国・シンガポールFTA	—	—	—	0.02	—	—	—	—
韓国・シンガポールFTA	—	—	—	—	0.00	—	—	—
シンガポール・豪州FTA	—	—	—	—	—	0.02	—	—
インド・シンガポールCECA	—	—	—	—	—	—	—	0.22
日本・マレーシアEPA	—	—	0.17	—	—	—	—	—
マレーシア・豪州FTA	—	—	—	—	—	0.10	—	—
マレーシア・NZFTA	—	—	—	—	—	—	0.09	—
マレーシア・インドCECA	—	—	—	—	—	—	—	0.24
日本・タイEPA	—	—	0.13	—	—	—	—	—
日本・インドネシアEPA	—	—	0.20	—	—	—	—	—
日本・フィリピンEPA	—	—	0.17	—	—	—	—	—
日本・ブルネイEPA	—	—	0.19	—	—	—	—	—
日本・ベトナムEPA	—	—	0.16	—	—	—	—	—
日本・インドCEPA	—	—	0.15	—	—	—	—	0.30
NZ・中国FTA	—	—	—	0.03	—	—	0.07	—
韓国・インドCEPA	—	—	—	—	0.14	—	—	0.31

(注) ASEAN・インドFTAにおけるインドの追加的自由化度は、相手国によって異なる。フィリピンに対しては0.01、インドネシアに対しては0.02、その他のASEAN加盟8カ国に対しては0.07である。

(出所) 各国の約束表を基に筆者算出、作成。

²⁹ MITI (2015a), p.26, MITI (2015b), p.31.

小売について、人の移動を除き自由化を約束している³⁰。

第2に、ASEAN 域外国が署名した ASEAN + 1 FTA や二国間 FTA には、ASEAN 域外国が開放していないサブセクターがある。中国や韓国を例に挙げると、両国は通信社サービスと図書館及び記録保管所サービスを一切諸外国に開放していない。しかし AFAS は、こうした域外国が自由化に難色を示すサービスを、自由化対象のサブセクターとして取り入れてきた。

ASEAN 加盟国の通信社サービスについては、タイ、フィリピン、ブルネイ、ミャンマーが AFAS の下で越境取引と国外消費を認めた。このうちタイ、フィリピン、ブルネイの3カ国は外資系企業の参入も部分的に認めている。タイは外資系企業に対し、民間通信社への写真提供サービスにおいて最大70%、国営通信社への写真提供サービスにおいては最大49%までの資本参加を認めている³¹。また、通信社の民間・国営を問わず、フィリピンは最大70%、ブルネイは最大51%までの外資参入を許可している³²。図書館・記録保管所サービスについては、シンガポール、マレーシア、タイ、ミャンマーが越境取引と国外消費を全面的に認めており、外資参入においてもシンガポールとミャンマーは資本比率制限を撤廃し、マレーシアとブルネイは51%、タイは49%までを条件として市場を開放している³³。

ASEAN 加盟国は AFAS に沿って、他国との FTA においては自国が自由化を目指さない、または他国が自由化を拒む分野やサブセクターを自由化してきた。AFAS の下で ASEAN 域内のサービス貿易自由化が着実に、そして他国の FTA の下での自由化よりも急速に進展することで、ASEAN はアジア・オセアニア地域におけるサービスの一大貿易自由地域として浮上した。以上の理由から、AFAS には高い評価を与えてよいと思われる。

おわりに

本稿では客観的指標を用いて ASEAN におけるサービス貿易の自由化の水準を示し、1990年代後半以降及び2010年代以降の自由化の進展度と進展を促した各国の取り組みについて述べ、ASEAN 域内の貿易自由化に関して若干の評価を試みた。本稿の結論は以下のようにまとめられる。

AFAS の署名と交渉方式の確立、数値目標の設定は、ASEAN 加盟各国のサービス貿易自由化を促した。ASEAN 全体としては、1990年代以降は教育サービス、環境サービス、健康・社会事業サービス、2010年代以降はその他のサービスの自由化が特に進展した。また、すべての加盟国が自由化を進めており、とりわけミャンマーやブルネイの自由化が著しく進展している。その結果、ASEAN 域内の自由化水準は上昇した。ASEAN 域内の自由化の

³⁰ MITI (2015d), p.36.

³¹ MITI (2015f), p.77.

³² MITI (2015a), p.34, MITI (2015e), p.48.

³³ MITI (2013), p.30, MITI (2015a), p.34, MITI (2015c), p.48, MITI (2015d), p.49, MITI (2015f), p.78.

水準は中国や韓国の水準を追い抜き、日本や豪州、ニュージーランドの水準に接近している。以上の結果から、域内のサービス貿易自由化は AFAS の下で着実に進展し、ASEAN はアジア・オセアニアにおける一大サービス自由貿易地域となったと結論づけられる。

最後に、ASEAN が今後さらなるサービス分野における自由貿易地域へと発展するために解決すべき 2 つの課題を指摘しておきたい。

第 1 の課題は、外国資本規制の撤廃である。ASEAN が日本及び豪州よりも低い自由化水準に留まる要因の一つは、外資出資比率の相違である。例えば、日本にはすべてのサービス分野に外資比率 100% の参入を認めるサブセクターが存在するが、AFAS の下ではインドネシアのすべてのサービス分野に存在せず、フィリピンには通信サービス、マレーシアには実務サービスと運送サービス分野にそれぞれ存在するに過ぎない。今後の域内自由化交渉においては、多くの分野で外資規制を撤廃する必要がある。

第 2 の課題は、これまで再三触れてきた「見せかけの自由化」問題の解決である。サービス分野の細分化及び自由化を約束しないサブセクターの追加は、ASEAN 全体としての自由化に向けた取り組みの枷になっている。これ以上「見せかけの自由化」が進まぬよう、何らかの法規制が必要である。

ASEAN は、さらに域内のサービス貿易自由化を深化させ、対象となるサブセクターの数を増やすため、AFAS の第 10 パッケージへの更新を 2017 年までに行うとしている。また、ASEAN は現在、ATISA (ASEAN Trade in Services Agreement : ASEAN サービス貿易協定) を策定している最中であり、新たに法律文書を作成して自由化に法的拘束力を付与しようとしている。AFAS のパッケージの更新と ATISA の策定による、上述した諸課題の一刻も早い解決が望まれる。

参考文献

- ASEAN Secretariat (1995), *Bangkok Summit Declaration of 1995 Bangkok, 14-15 December 1995* (http://asean.org/?static_post=bangkok-summit-declaration-of-1995-bangkok14-15-december-1995).
- ASEAN Secretariat (2006), *Protocol to Implement the Fifth Package of Commitments under the ASEAN Framework Agreement on Services* (http://asean.org/?static_post=protocol-to-implement-the-fifth-package-of-commitments-under-the-asean-framework-agreement-on-services).
- ASEAN Secretariat (2008), *ASEAN Economic Community Blueprint* (<http://asean.org/wp-content/uploads/archive/5187-10.pdf>).
- ASEAN Secretariat (2009), *ASEAN Integration In Services* ([http://www.asean.org/wp-content/uploads/2015/12/AFAS-Publication-\(2009.08\).pdf](http://www.asean.org/wp-content/uploads/2015/12/AFAS-Publication-(2009.08).pdf)).
- ASEAN Secretariat (2015), *ASEAN Integration In Services* ([http://www.asean.org/wp-content/uploads/2015/12/ASEAN-Integration-in-Services-\(Dec%202015\).pdf](http://www.asean.org/wp-content/uploads/2015/12/ASEAN-Integration-in-Services-(Dec%202015).pdf)).
- Fukunaga, Y. and Ishido, H. (2015), "Values and Limitations of the ASEAN Agreement on the Movement of Natural Persons," ERIA Discussion Paper, 20, pp. 1-103.
- Fukunaga, Y. and Ishido, H. (2016), "Assessing the Progressive Services Liberalization in the ASEAN-China Free Trade Area (ACFTA)," *International Journal of China Studies*, 7 (1), pp. 1-22.

- Hoekman, B. (1995) “Assessing the General Agreement on Trade in Services.” World Bank Discussion Paper, 307, pp. 88-122.
- Hoekman, B. and Mattoo, A. (2013), “Liberalizing Trade in Services: Lessons from Regional and WTO Negotiations,” EUI Working Paper, 34, pp. 1-16.
- Ishido, H. (2011), “Liberalization of Trade in services under ASEAN+n: A Mapping Exercise,” ERIA Discussion Paper Series, 2, pp. 1-52.
- MITI (2013), *Singapore : Schedule of Specific Commitments for the 9th Package of Commitments under ASEAN Framework Agreement on Services* (<http://myservices.miti.gov.my/document-s/10180/745c7024-9643-4bfc-9b81-f04a1f4eec5b>).
- MITI (2015a), *Brunei Darussalam : Schedule of Specific Commitments for the 9th Package of Commitments under ASEAN Framework Agreement on Services* (<http://myservices.miti.gov.my/documents/10180/f98918f3-5294-4f9b-9ee6-31984b4a2d27>).
- MITI (2015b), *Indonesia : Schedule of Specific Commitments for the 9th Package of Commitments under ASEAN Framework Agreement on Services* ([http://www.miti.gov.my/miti/resources/AFAS_9_Consolidated_Schedule_-_ID_SOC_\(CCS_78\).pdf](http://www.miti.gov.my/miti/resources/AFAS_9_Consolidated_Schedule_-_ID_SOC_(CCS_78).pdf)).
- MITI (2015c), *Malaysia : Schedule of Specific Commitments for the 9th Package of Commitments under ASEAN Framework Agreement on Services* (<http://myservices.miti.gov.my/documents/10180/6f60a6d6-f2ca-4477-bafa-32aaf52095b4>).
- MITI (2015d), *Myanmar : Schedule of Specific Commitments for the 9th Package of Commitments under ASEAN Framework Agreement on Services* (<http://myservices.miti.gov.my/documents/10180/4a327658-feb3-4971-9f90-594a48615980>).
- MITI (2015e), *Philippines : Schedule of Specific Commitments for the 9th Package of Commitments under ASEAN Framework Agreement on Services* (<http://myservices.miti.gov.my/documents/10180/745c7024-9643-4bfc-9b81-f04a1f4eec5b>).
- MITI (2015f), *Thailand : Schedule of Specific Commitments for the 9th Package of Commitments under ASEAN Framework Agreement on Services* (<http://myservices.miti.gov.my/documents/10180/f4cd01eb-f60b-46a8-8f9a-291f0a855f51>).
- MITI (2015g), *Vietnam : Schedule of Specific Commitments for the 9th Package of Commitments under ASEAN Framework Agreement on Services* ([http://www.miti.gov.my/miti/resources/AFAS_9_Consolidated_Schedule_-_VN_SOC_\(20150911\).pdf](http://www.miti.gov.my/miti/resources/AFAS_9_Consolidated_Schedule_-_VN_SOC_(20150911).pdf)).
- Roy, M. (2011), “Services Commitments in Preferential Trade Agreements: An Expanded Dataset,” WTO Staff Working Paper, 18, pp. 1-18.
- 石川幸一 (2016) 「ASEAN 経済共同体の創設とその意義」 石川幸一・清水一史・助川成也編『ASEAN 経済共同体の創設と日本』文真堂、25-50ページ。
- 山澤逸平 (2004) 「東アジアの地域協力と日本」日本関税協会『貿易と関税』第52巻第1号、4-12ページ。

冷戦期韓国政府と在日韓国人社会の 相互関係の歴史的変容：

1950年代末から1960年代初頭の政情不安とディアスポラ

Historical Processes of Reciprocity
between the South Korean Government and Korean Residents in Japan:
‘Diaspora’ in the Time of Political Instability from the Late 1950s
to the Early 1960s

松 浦 正 伸

MATSUURA Masanobu

Abstract

A Non-Confidence Vote against the Liberal Party led by the Syngman Rhee Administration was submitted in 1959 as insufficient policies by the Administration for Korean society in Japan and failure of minimizing the North Korean Repatriation Project increased distrust among Korean residents in Japan. At the same time, the Democratic Society Union (民主社会同盟: DSU), which was a new political group based on neither Capitalism or Socialism, started to raise voices for Democratization of South Korea and regime change. After the April Revolution in 1960, the DSU was dissolved, and the relation between the South Korean government and Korean ‘Diaspora: people being discrete from their home country’ needed to be re-built. In order to regain trust from the Korean Residents Union in Japan (在日本大韓民国民団: Mindan), the Chang Myon’s Administration led by the Democratic Party increased financial aids to support small and medium-sized enterprises and education in Korean society in Japan. Additionally, the Administration expanded its tuition reimbursement programs for Korean students in Japan and proceeded a plan of hiring approximately 2,000 new graduates in government offices, financial and educational institutions. However, after the Military Revolution broke out in 1961, the Park Administration increased both control and support within Korean society in Japan. Simultaneously, Kenitsu, who was a previous leader of the DSU, was chosen as a new leader of Mindan, and the relation between the South Korean government and the Diaspora moved to a new phase. Kenitsu worked on removing political enemies and re-organizing Kangakudo (在日韓国学生同盟) within the Korean society in Japan in order to stabilize his political base. In conclusion, Mindan, which adopted slogans supporting the legitimacy of the South Korean government, had not always been followed by each Administration obediently. While sharing the same political ideology of Capitalism, the South Korean government and organizations consisting of the Diaspora have been facing contradictions and conflicts, although their relations have been restored from time to time.

要 旨

在日韓国人社会に対する政策の不備や北送反対運動の失策は、在日韓国人社会の不信感を醸成し1959年自由党不信任決議の提出へと帰結した。この間、民主社会同盟（民社同）が韓国民主化と政権打倒を主張し資本主義とも共産主義とも異なる第三勢力として在日韓国・朝鮮人社会の政治空間の一角を占める。1960年の四月革命勃発後に民社同は解散するが、政府とディアスポラの関係性が崩壊寸前の状態に至り、関係性の再構築が求められた。その後、民主党政権を率いた張勉國務総理は、失墜した在日本大韓民国民団（民団）からの信頼回復を急ぎ、中小企業育成政策や教育支援費の増額等を実施し民団政策を拡充する。さらに、在日韓国人学生を対象にした本国政府招請奨学制度が拡張され、2,000名余りの大学卒業者を本国の官庁・銀行・教育機関等に受け入れる計画が推進された。しかし、1961年韓国で軍事革命が勃発し民社同の指導者であった権逸が民団団長に選出されると、政府とディアスポラの関係は新局面に移行する。朴正熙政権は統制と支援を織り交ぜ、在日韓国人社会内部では、権逸が政敵の排除や在日韓国学生同盟（韓学同）の組織再編に着手し、政治基盤の安定化に向けた活動が展開された。結局、「国是の遵守」を掲げ結成された民団は、必ずしも創設期から政府に対する従順な与益者ではなかった。資本主義という政治理念を共有する在外組織であっても、時に矛盾や葛藤を内包しながら利害調整や関係の復元が試みられたのである。

はじめに

1946年10月、左派の在日本朝鮮人連盟に対抗して、自由主義・保守陣営の団結を進めるため、在日本朝鮮居留民団が結成された。1948年8月、大韓民国（以下、韓国）が樹立されてから在日本大韓民国居留民団に、1994年4月に「居留」を外して在日本大韓民国民団（以下、民団）と改称され、現在に至るまで「在日韓国人の地位向上」・「大韓民国の国是の遵守」・「権益保護」の活動を展開してきた¹。2016年に結成から70周年を迎えた民団は、この間、韓国経済発展の原動力として、韓国政府に対する多大な貢献を果たした。

まず、冷戦下北東アジアで実際の武力衝突に発展した朝鮮戦争では、640名を超える「在日学徒義勇兵」が派遣され、その結果、135名の戦死者・行方不明者を出した。「漢江の奇跡」を支えた韓国輸出産業工業団地（所謂、「九老公団」）は、最初の入居企業のうち約70%が在日韓国人企業の投資によってまかなわれた。経済開発から取り残されていた農村を近代化すべく朴正熙政権が取り組んだ「セマウル運動」では、民団が150余りの地域農村と姉妹交流を締結し支援金を送金した。また、1960年代から1970年代にかけて済州島に約310万株のみかんの苗木を送り、同地域のみかん産業の発展に尽力した。韓国が経済発展を成し遂げ南北競争に勝利し、民主化を達成した後も、民団による支援は継続した。1988年のソウル・オリンピックでは約100億円を寄付し、1997年に発生した「アジア通貨危機」の際には約900億円を送金した。また、純粋民間資本の銀行としては韓国で初となった新韓銀行

¹ 本稿では、日本に在留する韓国・朝鮮籍の者の中で、韓国政府・民団・関連団体に政治的信条に近い人々を「在日韓国人」また、朝鮮民主主義人民共和国（以下、北朝鮮）・在日本朝鮮人総聯合会（以下、総連）・関連団体に政治的信条に近い人々を「在日朝鮮人」と定義する。

は、100%在日韓国人の資本によって設立され現在に至っている²。

以上のような民団の韓国本国に対する支援は、在外民族であるディアスポラ (Diaspora)³ が本国政府に対して、政治・経済・軍事的に与益者として従属的な性質を有してきたことを示唆する。これは資本主義という政治理念を共有し、韓国主導による統一を志向する民団としては当然だと見なすこともできるだろう⁴。実際、在日韓国青年同盟（以下、韓青同）を研究した林茂澤は、韓国政府と民団の関係性について、1948年の朝鮮半島の南北分断による在日韓国・朝鮮人社会内部での分断が、韓国政府の在日韓国人社会に対する「上から」の従属関係に転じさせた点を指摘している⁵。また、2000年代の民団改革と関連して、コリア国際研究所の朴斗鎮は、民団が韓国政府の従属的機関であり続けていたことに民団の弱体化の根本原因があると論じている⁶。

既存の説明にもあるように、韓国政府と民団の関係は、国家が政策目標を達成するための手段としてディアスポラを管理したこと、また、その関係が一方的なものであった点を示唆する。政治学的観点から見れば、権力闘争は大衆の組織化が有力な武器となるため⁷、他国に居住するディアスポラとの関係を構築する動きが強固になるのは必ずしも韓国に限られた現象ではないだろう。

他方で、政治学者のバーナード・クリック (Bernard Rowland Crick) が論じるように、政治学研究は政府による統治と被統治者による同意という双方を検証しなければならない⁸。すなわち、強者である政府といえども、影響力を行使するためには弱者の同意が不可欠だからである。同様の指摘は、国際政治学研究に於いても散見される。朝鮮戦争後の米韓関係やヴェトナム戦争の米ソ両国の対応を研究した冷戦史研究者のジョン・ガディス (Hohn Lewis Gaddis) が喝破するように、従属的な同盟国は必ずしも従順な同盟国になるとは限

² 「韓国で忘れられた民団の70年の献身」『中央日報』（日本語版）2016年8月2日。また、天災・人災の度に送った義援金は、1963年から1995年にかけて29回、合計約625億ウォンに上り、日韓両国の姉妹都市の締結には民団が深く関与した。在日本大韓民国民団中央本部（1998）『図表で見る韓国民団50年の歩み』（増補改訂版）、五月書房、26-29頁。

³ 本稿ではディアスポラを「転地先と出身地、乃至、出身共同体との両者に二重に帰属している人々」と定義する。小林知子他（2011）『東アジアのディアスポラ』明石書店、4頁。

⁴ 民団研究は、日韓基本条約と在日韓国・朝鮮人の法的地位協定、外国人参政権問題、権利獲得の過程等を検証する文脈から研究が進捗された。最近の研究例として、鄭大均（2010）「外国人参政権運動の源流をたどる：韓国民団に問われていること」『中央公論』2010年4月号、外村大（2015）「日韓条約以後の「在日朝鮮人問題」の展開」『日韓関係史1965-2015』東京大学出版会、吉澤文寿（2015）『日韓会談1965：戦後日韓関係の原点を検証する』高文研、第4章。その他、民団傘下機関の通史に関する研究には、林茂澤（2011）『在日韓国青年同盟の歴史：1960年代から80年代まで』新幹社、韓国政府の国民登録と管理体制については、閔智焄（2015）「李承晩政権の在日コリアン国民登録政策：日韓予備会談から第一次会談を中心に」立命館大学政策科学会『政策科学』2015年2月、75-88頁がある。他方で、国家とディアスポラの文脈から両アクターの従属性・与益性を検証した研究例は、管見の限り見当たらない。

⁵ 林茂澤（2011）、前掲書、25頁。

⁶ 朴斗鎮（2006）「コラム：民団は何を改革しなければならないのか」コリア国際研究所ホームページ <http://www.koreaii.com/siryositu/mrpark/2006/p20060916.htm>（最終確認日：2017年1月20日）

⁷ グレゴリー・J・カザ（1999）『大衆動員社会』柏書房、15頁。

⁸ バーナード・クリック（2006）『現代政治学入門』講談社学術文庫、38-40頁。

らない⁹。こうした議論は、時として、弱者が強者を操作し得る事実を我々に示唆するものである。

斯様な知見を本稿に援用するならば、民団が創設期から一貫して本国政府に対する従順な与益者であったのかどうかには、歴史事例の詳細な検証が求められよう。就中、建国したばかりの歴史の浅い国家に在外市民社会が帰属意識を持つことは容易ではなく、国外に存在するディアスポラの包摂は一足飛びにはいかなかったはずである。

そこで本稿では、この問題を考察するために、1950年代後半の李承晩時代（自由党）・1960年頃の張勉時代（民主党）¹⁰・1961年から1963年までの朴正熙時代（国家再建最高会議）という三つの異なる政権と在日韓国人社会との関係性を検証する¹¹。この時期の朝鮮半島では、北朝鮮帰国事業（以下、帰国事業、1959～1984年）¹²・四月革命（1960年）・軍事革命（1961年）等、相次いで政情不安・動乱が発生しており、在日韓国人社会の内部でも多様な政治活動が展開されていた。韓国政治史においてこれ程短期間で政権交代が繰り返された時代は類例に乏しく、同時代の検証は、国家と在外市民社会の関係性の変容過程を検証する上で有益な事例となるだろう。

I. 李承晩政権の在日韓国人社会への不干涉政策

1950年代後半から1960年代初頭にかけて、在日韓国人社会を揺るがした最大の政治課題は帰国事業であった。1959年から1960年にかけて、帰国事業は在日韓国・朝鮮人、及びその配偶者が短期間で集中して北朝鮮に大量帰国し、南北朝鮮間で体制競争を繰り返していた韓国政府及び民団の北朝鮮政府及び総連に対する劣勢を印象付けた¹³。帰国問題をめぐって、在日韓国人社会では民団を中心に北送反対運動が展開されたが、最後まで効果的なものとはならなかった。北送反対運動での挫折経験は、それまで蓄積されていた李承晩政権の在日僑胞政策に対する憤懣と結合し、在日韓国人社会の不満を高潮させた。本章では1950年代半ば以降、在日韓国人社会に登場した反政府・反李承晩を掲げた政治勢力の動向に目を配りつつ、瓦解寸前まで至った韓国政府とディアスポラとの連関性を考察する。

1. 反李承晩勢力の形成

韓国建国によって誕生した李承晩政権は、「反共政策の維持」という政治的意図に基づい

⁹ ジョン・ガディス（2007）『冷戦：その歴史と問題点』彩流社、第4章。

¹⁰ 民主党は、1955年から1965年までに存在した韓国の政党である。第一・三共和国時代は野党であったが、第二共和国時代は与党として活動した。本稿では、四月革命により第一共和国が崩壊した直後の1960年7月29日に実施された総選挙で誕生した張勉國務総理による政策を主として取り上げる。

¹¹ 本稿で取り上げる在日韓国人社会の中心は、民団になるが、在日韓国人社会には民団以外にも派閥があったため適宜それらを含みながら議論を進める。

¹² 北朝鮮帰国事業の用語をめぐるのは、多様な用語が使用されている。本稿では、韓国政府及び民団の立場から使用する場合、北送反対運動を用いることにする。

¹³ 金東祚（1993）『韓日の和解』サイマル出版会、162-163頁、182頁。

て民団政策を展開した¹⁴。李承晩が真っ先に取り組んだ在日韓国人政策は、登録事業を通じて在日韓国人を国民として統合する事業であった。1949年6月李承晩政権は「在外国民登録令」を発令し、在日韓国人全員の国籍表記を朝鮮から韓国に改正するよう働きかけた。こうした働きかけに対して、民団は国民登録、戸籍、帰国事務等の行政事務を遂行するため駐日韓国代表部との協力関係を強めた¹⁵。しかし、李承晩政権から派遣された駐日韓国代表部による民団人事への介入問題等をきっかけに両者の関係は次第に悪化し、1951年の「本国強制送還問題」で対立状態に陥る¹⁶。

こうした中、1950年代半ば以降、在日韓国人社会には、李承晩政権を支持する民団の方針と一線を画す政治勢力が形成されていた。中核となったのは、権逸¹⁷率いる民主社会同盟（以下、民社同）であった。権逸は1950年代前半から自らが標榜する「祖国朝鮮永世中立化構想」を実現するため民団の路線から決別し、独自の平和統一運動を展開するため民社同を設立した。当時、「反共反李」を標榜していた民社同は、「統一問題の解決について自主的な民族運動が肝要だが、ソ連に従属する共産政権である北朝鮮においては極めて実現困難であるが、自由陣営に属し本質的に近代的民主主義国家である韓国においては困難であるが可能である」とし、李承晩政権の武力統一論を非難した。その上で、「韓国に醸成された自主的民族運動を北朝鮮に波及させる方式をとることが理論上順当」とであると評価し、韓国民主革命を優先する戦略を採用していた¹⁸。

民社同による民主革命戦略が提唱された背景には、韓国国内で相次ぐ政治弾圧が関係していた。当時、自由党・内閣・景武台（大統領官邸）の強硬派は、第4代正・副大統領選挙に向けて、「国家保安法」や「地方自治法改正」の制度化を通じて国内の言論・表現を制限する動きを見せていた¹⁹。本国でのこうした言論弾圧の動きは、民社同や後述するように革新勢力内で一定の勢力を確保していた在日韓国学生同盟（以下、韓学同）等にとって李承晩体制への信頼を失墜させるだけでなく、民団との対立軸をより一層鮮明なものにし、南北両政権から距離をとる第三極の政治空間を拡張させる結果を招来した。

韓国民主化と李承晩政権の打倒を主張していた民社同の運動は、在日韓国人社会の内部に政治的亀裂を齎し²⁰、さらに、資本主義とも共産主義とも異なる第三勢力が在日韓国・朝鮮人社会において一定の勢力を占めていたことを示唆する。同時に、民社同の存在は、在

¹⁴ 김태기 (2000) 「한국정부와 민단의 협력과 갈등관계」 『아시아태평양지역연구』 Vol.3, No.1., pp.60-97.

¹⁵ 閔智焄 (2015)、前掲論文、79頁。

¹⁶ 金賛汀 (2007) 『在日義勇兵帰還せず：朝鮮戦争秘史』 岩波書店、147頁。

¹⁷ 権逸は慶尚北道醴泉出身、1937年日本高等文科試験司法科に合格、翌年明治大学法学部を卒業し、旧満州で判事を務め、終戦後、東京で弁護士を開業した。1961年から63年、64年から67年まで民団中央本部団長を歴任。その後1967年に韓国の与党・共和党大統領選挙対策委顧問を経て、同党国会議員と維政会国会議員となる。『民団新聞』2001年4月11日。「戦前戦後を通じて、特に民団を論ずるとき、その足跡の善悪は別として、権逸を除いて論じ得るものではない」程に政治的な影響力を有していた。李瑜煥 (1971) 『在日韓国人60万』 洋々社、173頁。

¹⁸ 権逸 (1987) 『権逸回顧録』 育英出版社、208頁。

¹⁹ 김일영 (2010) 『건국과 부국: 이승만·박정희 시대의 재조명』 서울: 기과당, p.277.

²⁰ 内外文化研究会 (1957) 『公安ハンドブック』 1958年版、立花書房、201頁。

日韓国人社会内部に極端な反共主義から距離を置くことで、日本の革新系団体の政策ともある程度の親和性が存在することを示すものであった。

実際、1956年頃までに民社同は、日本社会党とも連携し友好な関係を構築していた。民社同は、西尾末広・松岡駒吉・加藤勘十ら日本社会党の領袖を通じて、アジア社会会議と連携する動きを見せ、1956年11月「第二回アジア社会主義会議」において、祖国平和への協力を訴えるメッセージを送った。社会党「結党第十一周年記念大会」では、鈴木茂三郎委員長をはじめ、浅沼稲次郎書記長や河上丈太郎最高顧問から招請され、各国の社会主義政党に「民社同の南北統一案」への理解・支援を要請する等の成果を挙げていた²¹。民社同が李承晩政権の武力統一論とは一線を画した平和統一論を主張したことで、日本の革新勢力との共通理解が広がっていったのである。

他方、第三極である民社同の存在は、李承晩政権は勿論、民団にとっても決して好ましい勢力とは見なされなかった²²。民団から離脱し異なる政治路線を打ち出した民社同の存在は、韓国政府からすれば李承晩政権の反共主義思想に従属的かつ従順だった民団だけが在日韓国人社会において影響力を持ち得る訳ではないことを示していた。換言すれば、民社同という政治勢力は、反共主義というひとつの理念だけでは、在日韓国人の歓心を得ることが困難になりつつあることを示唆する動きであったのである。

2. 民団による不信任決議

韓国政府と在日韓国人社会との関係調整は、民社同の台頭だけに起因していた訳ではなかった。北送反対運動をめぐって在日韓国人社会の本国政府に対する認識が悪化していたのである。1950年代後半、民団が展開していた北送反対運動は停滞を余儀なくされていた。前述した通り、総連による帰国運動が絶大な支持を得て推進されていた反面、韓国政府による対応が不十分であったことから在日韓国・朝鮮人社会において反対世論を形成することが困難なものになっていたのである。

勿論、民団はただ手をこまねいて見ていただけではなかった。総連による帰国推進の動きが顕在化した1958年10月、民団は「北韓強制労働者募集防止対策委員会」を結成し、民団各県本部団長に1ヶ月の「防止月間」を設定し、下部組織を通じて「防止運動」への参加を呼び掛けた²³。しかし、「防止」という用語にもみられるように、この時点での反対行動は微温的なものに過ぎなかった。

在日韓国人社会による本格的な反対運動は、1959年2月13日日本政府が正式に事業実施を決めた「閣議了解」まで待たねばならなかった²⁴。しかし、これは明らかに遅きに失し

²¹ 権逸（1987）、前掲書、204頁。

²² 内外文化研究会（1957）、前掲書、201頁。勿論、こうした対立構造は恒常的に続いていた訳ではなかった。例えば、1957年、民団中央総本部丁賛鎮団長から民社同宛の質問書が届けられ、民社同がこれに対する回答を送った結果、両者の関係はひとまず縫合された。しかし、それは在日韓国人社会の政治運動を一体化させるには程遠く、依然として、民団内部の組織力は限定的な水準に止まっていた。

²³ 李瑜煥（1971）、前掲書、54-55頁。

²⁴ 在日大韓国民団中央本部（1998）、前掲書、40頁。

た対応であったといえる。すでに北朝鮮政府からの指令を受けて在日韓国・朝鮮人が日本政府に帰国を要請した「中留会議」から半年が経過しており、大量帰国に向けた帰国運動が全国各地で猛烈に推進していたからである²⁵。本国政府の対応が遅れ継続的な支援が滞った結果、北送反対運動は帰国運動に圧倒された²⁶。

この時点で、本格的に対策を講じる必要に迫られた民団は、北朝鮮が「金日成首相声明」・「南日声明」等を通じて、教育や生活面での保証を確約したように、韓国政府も同条件の措置を講ずるべきと主張していた²⁷。しかし、李承晩政権は、対日外交上の勝利を優先し、日本政府が「補償金を支払うのなら、すべての在日韓国人を受け入れる」という原則論に固執していた²⁸。結局、李承晩政権が在日韓国人の本国帰還に消極的である以上、民団が北送反対運動で帰国希望者に正当性ある論拠を提示することは困難であった。

そのため、1959年から翌年にかけて北送反対運動を指揮する立場にあった民団団長の鄭寅錫は、「青年行動隊による列車出発妨害」・「無期限断食闘争」・「日赤爆破テロ未遂事件」・「決死的な阻止闘争・示威運動」等、非公然・非合法活動等に終始する他なかった。斯様な運動は「団体規制令」に抵触する過激なテロ活動であったため、日本社会において到底容認される性質のものではなかった。

国会と市民社会では、韓国政府や民団に対する批判的言論が拡散していく。国会では、帰国推進の議員を中心に、北送反対運動は、「韓国代表部の正式職員が妨害工作の総指揮を指揮」している点に注目が集まった。また、「猛烈な北送反対運動」が引き起こされた結果、「各所で傷害事件」が発生し、「統制を乱す不心得者」による「妨害事故」の危険性等「不測の事態」が懸念されていた。そのため北送反対運動は取り締まりの対象とされた。そしてこれを受けて、日本の公安機関は、約1億4千万円の巨費を治安維持に充当することを確約した²⁹。市民社会においても、『中央公論』等の言論雑誌を通じて、韓国政府や民団の非公然活動に対する認識が浸透していった³⁰。

こうした中、民団は本国政府との既存の関係を調整する動きを見せるようになる。まず、帰国事業が実現段階に入った1959年6月、民団総本部三機関（執行・議決・監察機関）は、本国の無策を批判し次のような「自由党政権不信任決議」を採択した。

「本国政府에 對하여는 在日同胞의 保護政策에 對한 10余年에 걸친 請願을 해왔으나 지

²⁵ 菊池嘉晃（2009）『北朝鮮帰国事業：「壮大な拉致」か「追放」か』中公新書、131-133頁。

²⁶ 마즈우라 마사노부（2015）『냉전기 재일한인 북송사업의 규모변용 과정에 관한 분석：조총련과 북한로비의 역할을 중심으로』서울대학교 외교학과 박사학위논문, Ch.3.

²⁷ 李瑜煥（1971）、前掲書、56頁。

²⁸ 朴正鎭（2012）『日朝冷戦構造の誕生1945-1965：封印された外交史』平凡社、243頁、254-255頁。

²⁹ 『第32回国会衆議院運輸委員会會議録』第5号（1959年10月5日）；『第33回国会衆議院法務委員会會議録』第6号（1959年12月8日）；『第34回国会参議院外務委員会會議録』第6号（1960年3月22日）。

³⁰ 「十日に一回あるいは週に一回、貿易船に化けて『政治船』がやってくる（中略）在日朝鮮人の北朝鮮帰国反対工作のためらしく、対馬内に連絡アジトもある」。藤島宇内（1960）「日韓交渉三つの問題点：帰国協定・総選挙・李ライン」『中央公論』1960年9月号、中央公論社、221-232頁。

금에 이르기까지 誠意있는 施策이 全無함으로 우리는 이 以上 忍耐할 수 없다. 이로써 自由党政權에 對하여 不信을 표명한다 (本国政府に対しては、在日同胞の保護政策に対して10年余りにわたって請願してきたが、現在に至るまで誠意ある施策が全くとられず、我々はこれ以上耐えることが出来ない。ゆえに、自由党政權に対して不信を表明する)³¹

政府の公認団体として韓国の国是を遵守すべき民団が、本国政府に対して不信任決議を提出したことは、創設以来はじめてのことであった。李承晩政權に対する不信任決議の背景には、長年にわたる在日同胞政策が「反共政策」に終始し、在日韓国人社会において最も必要とされていた民生政策や法的地位問題を放置したことが根底にあった³²。加えて、北送反対運動での失策が不信任決議の採択を決定的なものにした³³。この事態に韓国国会では「在外国民保護指導のための建議案」、「在日僑胞北送反対に関する建議案」を採択することで対応した³⁴。不信任決議が採択されたことによって、韓国政府は在日韓国人社会との関係を見直す必要に迫られたのである。

しかし、両アクターの関係性にとってより重要な点は、韓国政府にとって、在日韓国人社会との紐帯の脆弱性が示されたことによって、逆説的に、民団の韓国政府に対する交渉力を強化したという点にある。すなわち、創設以来、反共闘争に傾注してきた従属的かつ従順な存在に過ぎなかった民団が、はじめて本国政府と政治的に対立し得る存在であることが示されたことによって、それまで単に従属的な存在に過ぎなかった国外の民族団体に主体性をもたらしたのである。

3. 「民団第三次宣言」と民社同の解散

こうした中、本国で勃発した四月革命は、在日韓国人社会で路線対立を繰り広げていた民団と民社同の政治活動にも大きな影響を及ぼした。四月革命とは、1960年3月に行われた第4代大統領選挙における大規模な不正選挙に反発した学生・市民による民衆蜂起により、当時、第4代韓国大統領の座にあった李承晩が下野した事件である。本国での政変を受けて、民団執行部は「民団第三次宣言」（以下、第三次宣言）を発表し、第25回全国大会でこれを報告した。第三次宣言には、民団がこれまで「祖国に対する愛国心とその発展を念願するあまり、国政に対する正否の批判を怠ってきた」とし、「今後は海外同胞に対する施策および在日政策については是々非々の態度を堅持」し、「国内政治においても、国憲に

³¹ 在日本大韓民国居留民団（1977）『民団30年史』、在日本大韓民国居留民団、82頁。

³² 李承晩政權期韓国の対民団政策の特徴は、在日韓国人社会における共産主義勢力の追放など反共政策が中心であった。民団内部の対韓国政府への不信感の蓄積過程については次の文献を参照。김태기, (2000), op. cit., pp.60-97.

³³ 李承晩政權の在日韓国人社会への政策が不十分であると認識していた在日韓国人は、自らを「棄民」であるとまで自嘲する程度であったという。權逸（1987）、前掲書、235頁；また、民団は「在外国民運動に国家的背景と支援が必要だということを強く認識」していた。在日本大韓民國民団中央本部（1998）、前掲書、43頁。

³⁴ 盧琦雲（2011）「在日民団の本国志向路線と日韓交渉」李鍾元・木宮正史・浅野豊美『歴史としての日韓外交正常化Ⅱ（脱植民地化編）』法政大学出版社、283頁。

背馳する施策には可否の態度を一層明確にする」ことが謳われていた。その上で、「受動的二義運動に大半の力量を傾注してきた従来の体制から脱皮し、居留民団のための民団として使命を完遂すべく画期的再出発をなさんとする事」を宣言した³⁵。すなわち、資本主義対共産主義という冷戦思考的な理念対立に巻き込まれるのではなく、日本社会に居住する在日韓国人の権益擁護団体として再出発を約束するものであった。

自由党政権不信任決議から1年も間をおかずに「是々非々の態度」で臨むとされた同宣言文は、自立的な在外僑胞団体としての民団像を改めて韓国政府に示すものであり、従属的性格からの脱却を目指す動きであった。

他方で、民団との間に組織間葛藤が残っていた権逸体制下の民社同にも影響が生じていた。民社同は、急遽、執行委員会を開催し四月革命の展望と在日韓国人社会の方針に関する自由討議を行った。その結果、李承晩政権が崩壊した以上、本国で自由に統一運動が展開できるようになったとの評価を下し、1960年に民社同解散を決定する³⁶。解散決定にあたり、権逸は民社同時代の政治活動や四月革命直後に発生した「柳泰夏大使暴行事件」での体験を通じて、共産主義に対する憧憬が消失したと証言している。その上で、「共産主義者とは彼等が考えを変えない限り、共に行動することはできないし、してはならない（中略）統一協議会³⁷発足当初より懸念していたことであるが、彼等の考えることは所詮自己陣営の拡張と赤化統一のみであって、平和統一も民主主義も考えていない」と強調した³⁸。在日韓国人社会で第三極の政治勢力を構築した権逸の路線転換が、果たして純然たる政治信念に基づくものであったのかを確認する手立てはない。しかし、在日韓国人社会において、民社同という第三勢力の消失は、韓国政府と在日韓国人社会との関係を復元させる兆候であった。

II. 張勉政権の在日韓国人社会に対する関与政策

四月革命から4ヵ月後に国務総理に就任し実権を握った張勉は、1961年朴正熙による軍事革命政権によって失脚されるまでの僅かの期間ではあったものの、李承晩政権期の在日韓国人政策と決別し、財政・教育分野を中心とした支援策の見直しを実施する。米国からの外交圧力によって対日交渉に踏み出した李承晩政権とは異なり、張勉政権は、日韓経済協力が朝鮮戦争後の経済復興に不可欠であると認識していた³⁹。このため北送反対運動で

³⁵ 李瑜煥（1971）、前掲書、11-112頁。

³⁶ 権逸（1987）、前掲書、226-227頁。

³⁷ 祖国統一促進協議会（以下、統協）は、1954年南日外相による「南日声明」に呼応して、祖国平和統一・独立を指向する第三勢力として組織された。一方で、統協の政治活動は「南日声明」後の総連の「平和攻勢」やイデオロギーに迎合する部分があった。李瑜煥（1971）、前掲書、171頁。

³⁸ 権逸（1987）、前掲書、228頁。

³⁹ 金東祚（1993）、前掲書、243-244頁。結果的には、日韓会談を軌道に乗せる前に軍事革命によって道が閉ざされたものの、日韓国交正常化で請求権問題が妥結すれば、韓国ではじめて導入された経済五ヵ年計画に日本からの資金を投入する算段であった。

失墜した民団からの信頼回復を急ぎ、在日韓国人社会への関与政策へと旋回する。

1. 在日韓国人社会への中小企業育成・教育政策

民主党政権の誕生によって在日韓国人社会に韓国政府との関係調整の動きが顕在化する中、関与政策の中で注目を集めたのが、「中小企業育成支援」政策であった。元々、融資資金問題は、民団にとって最重要課題のひとつとされていた。1950年代を通じて、在日韓国人企業の大半は零細な中小企業であった。このため、資金調達が難航し「経済的には苦しさを乗り越え気尽脈尽の状態」に喘ぐ状態にあった⁴⁰。

1953年に金光男民団議長が支援を要請したことを受け、韓国国会では在日韓国人社会の共産化を防ぐため中小企業融資資金支援策が承認されていた。ところが、その後7年間、李承晩政権は支援策を具体的に実施しなかった⁴¹。韓国国会での承認があったにもかかわらず融資支援策が実現されなかったことは、李承晩政権がディアスポラとして民団の政治的価値や存在意義を認めなかったことの証左である。また、このことを受けて、在日韓国人社会では、民団に対する信用が低下し経済人を中心に民団からの離脱も相次いでいた⁴²。すなわち、この政策は単に中小企業を育成することにとどまらず、財政基盤の安定化を背景にした民団の組織力強化とも密接に関係するものであった。

斯様な経緯から、民団にとって融資の実現は、「解放以来15年の間、本国政府から何らの恩恵をも得られなかった一般僑胞経済人がはじめて母国の温情に接し、民族的感激をもって経済活動に従事し得る」とされ、「経済的援助もさることながら僑胞に与えた精神的な力づけは殊に絶大」なものであった⁴³。そして、在日韓国人社会に李承晩政権期の「棄民政策」との決別を印象付ける上で決定的な役割を果たしたのである⁴⁴。

融資要綱第一条（目的）には、「在日同胞の経営する中小企業に対して、事業資金を融資することによって在日僑胞の経済的地位向上を図る」ことが明記されていた⁴⁵。この目的に沿うように、1961年に入ると、在日僑胞中小企業に200万ドル相当を支援する保護政策が開始された。また、融資資金は、駐日公使・民団長・韓国銀行東京支店長・各信用組合長によって構成される「運営協議会」が主導する形式で推進された⁴⁶。

以上のような融資方法は、在日韓国人社会における民団の政治的統一性を向上するうえで重要な役割を果たした。資金提供者である韓国政府の指示に従うことが原則であったが、運営協議会に民団長が参入することで、民団の政治的権威が一定程度容認されたからであ

⁴⁰ 鄭哲（1967）『民団：在日韓国人の民族運動』洋々社、281頁。

⁴¹ 盧琦雲（2011）、前掲書、274-275頁。

⁴² こうした背景には、李承晩の反日政策や、「親日・親共分子声明」で知られる在日韓国人に対する極端な不信任が影響していた。盧琦雲（2011）、前掲書、276、280頁。

⁴³ 「僑胞中小企業融資資金200万ドル着く」『民主新聞』1961年1月11日。

⁴⁴ 「主張：本国の温かい配慮を生かそう 中小企業融資基金到着に際して」『民主新聞』1961年1月11日。

⁴⁵ 「在日僑胞中小企業融資要綱決る 本国金融通貨委で」『民主新聞』1961年1月11日。

⁴⁶ 「僑胞中小企業融資資金200万ドル着く」『民主新聞』1961年1月11日。

る。これは「融資は経済問題であるから、民団の干渉を除外する」とされてきた李承晩政権期の方針からの転換を意味した。融資実施の決定に民団を含めることで、民団活動に消極的であった在日韓国人経済界を再び民団の運動に包摂する道が拓けたからである。

また、融資実現が現実味を帯びたことで、全国的な規模で信用組合・商工会・協同組合の設立が促進された⁴⁷。民団の組織力の発展は、金融機関の育成と不可分であっただけに⁴⁸、これは在日韓国人社会内部での勢力伸長の動因となった。

融資以外の分野でも、韓国政府は民族学校である韓国学園等の教育機関援助費・民団育成費・会館買収費等の支援を推進した⁴⁹。就中、在日韓国人社会に対する教育政策への支援が大幅に拡充された。李承晩政権期の韓国政府は、7万4,800ドル相当（1958年）の教育支援費用を送金していたが、これは体制競争を繰り広げていた北朝鮮と比べると極めて少額であった。しかし、張勉政権ではこれが増額された⁵⁰。内訳をみると、1961年の教育支援関連予算は80万ドル相当にも達し、僅か3年余りで約10倍の規模へと拡張していった。これは民団結成以来の宿願であった小・中・高の総合学校と学生会館を設立するに十分な金額であった⁵¹。

2. 在日僑胞教育実態調査団の派遣

支援政策は、財政面だけにとどまらなかった。韓国政府は、文教部の尹宅重政務次官を団長とする「在日僑胞教育実態調査団」（以下、調査団）を派遣し、継続して民団の要望を聴取し続けた。従来、在日韓国人学生に対する本国政府からの直接的な関与政策はほとんどなかった。加えて、本国から調査団が送られたこと自体極めて異例であり、次官級を送り込んでいることから関与政策への張勉政権の強い意思が反映されていた。

派遣中の調査団が、在日大韓青年団（以下、韓青）・韓学同等の代表40数名と面会する機会を設けたことは、張勉政権が在日韓国人社会内部の急進勢力と対話し、関係構築を図ろうとしていたことを意味する。実際、両者の間には四月革命の評価をめぐり共通理解が形成されていた。これは四月革命が韓国民主義を発展させたという点で認識を共有していたことに起因する。

また、民団の青年層を包摂することは在日韓国人社会との関係を構築する上で有益であった。実際、韓青は都道府県本部20、支部会57、構成員4,660名を擁し、韓学同も構成員155名と小規模であったものの「韓国学生新聞」の発行を通じて政治的影響力を有していた⁵²。こうしたことから本国政府の意向を受けた民団は、本国奨学生に韓学同への加入を義務付

⁴⁷ 「東京韓国人商工会結成さる 団結と利益擁護めざし」『民主新聞』1961年5月31日。

⁴⁸ 在日本大韓民国民団中央本部編（1998）、前掲書、88-90頁。

⁴⁹ 「主張 団組織の体質改善を図ろう 全中央議員に望む」『民主新聞』1961年2月8日。

⁵⁰ 李瑜煥（1971）、前掲書、288頁。

⁵¹ 「80万ドルで総合学校を 政府、在日同胞教育に本腰」『民主新聞』1961年2月15日。

⁵² 海外事情調査所（1960）『朝鮮要覧』、武蔵書房、184-186頁。

ける等、積極的に組織活動に参加するよう働きかけていた⁵³。

若年層からの支持を取り付けるべく、調査団は、在日韓国人青年の指導に対する韓国政府の政策を伝達すると共に、在日韓国人学生への奨学金増額・増員、日本の大学・大学院を修了した在日韓国人学生を対象にした本国での就職斡旋政策等、民族教育の全体計画を伝達した⁵⁴。実際、僅かな期間であったにもかかわらず張勉政権下において、在日韓国人学生を対象にした韓国政府招請奨学制度は80名から250名へと3倍以上拡張された⁵⁵。特に、2,000名の大学卒業者を本国の官庁・銀行・生産会社・教育機関に受け入れるという計画は、経済発展に不可欠な人材確保と在日韓国人若年層の失業問題を緩和させる効果があった。

他方で、理念対立的な体制競争の縮図であった北送反対運動での失敗は、在日韓国人運動に対して、国家的支援が不可欠であるとの認識を韓国政府に広める契機となっていた⁵⁶。就中、その延長線上にあった自由党不信任決議は象徴的な出来事であったといえる。帰国後、調査団が韓国国会に提出した報告書には、体制競争としての側面から在日韓国人社会への支援拡充を推進する韓国政府の認識が透けて見える。すなわち、「在日同胞の教育問題は、自由陣営諸国と共産圏諸国との世界的な冷戦と密接に関連」しており、「本国政府の強力な援助と支持が継続」すれば「教育問題の本質的解決は容易」であると評価していた⁵⁷。

北送反対運動での挫折によって、張勉政権は冷戦的価値観から在日韓国人を対象とする教育事業を進め信頼を獲得しようとした一方、民団は体制競争という理念対立を活用し実利を得ていたのである。

Ⅲ. 朴正熙政権の在日韓国人社会への統制

張勉國務総理による中小企業への融資対策と教育機関育成援助等の関与政策は、韓国政府と在日韓国人社会の関係正常化の転機となった。ところが、1961年5月16日韓国で軍事革命が勃発したため、在日韓国人社会への関与政策に一頓挫をきたすことになる。その一方、在日韓国人社会では、民社同を解散させた権逸が同日の「民団第27回大会」において民団団長に選出される⁵⁸。これにより、韓国政府と在日韓国人社会の関係性は、新たな段階へと移行する。すなわち、新政府と権逸体制の発足により、民団は韓国政府による管理・統制に従うようになる。こうした中、在日韓国人社会内部では、権逸が政敵であった東京本部団長の幹部の排除や革新勢力であった韓学同の組織再編に着手し、政治基盤の安定化に向けた活動に着手する。

⁵³ 「政府の英断で決定 昨年度の三倍強に増員」『民主新聞』1961年4月26日。

⁵⁴ 「本国文教視察団と懇談会」『民主新聞』1961年2月15日。

⁵⁵ 「政府の英断で決定 昨年度の三倍強に増員」『民主新聞』1961年4月26日。

⁵⁶ 鄭哲（1967）、前掲書、280頁；在日本大韓国民団中央本部（1992）、前掲書、43頁。

⁵⁷ 「在日同胞民族教育に強力な援助を 実態調査団が報告」『民主新聞』1961年3月15日。

⁵⁸ 権逸は、1960年の大会で曹寧柱に88票対86票の僅差で敗れていた。権逸（1987）、前掲書、244頁。

1. 軍事革命政権の統制

軍事革命直後、張勉政権の出先機関であった駐日代表部は、権逸をはじめとする新執行部に対して、軍事革命に対する民団の態度表明を保留するよう要請した⁵⁹。駐日代表部としては、本国の革命を容認する訳にはいかなかったからである。しかし、権逸は新たに任命された団長・議長・監察委員長から構成される三機関長緊急動議で軍事革命に対する支持を取り付けると、次のような声明書を当日のうちに発表した。

表1 軍事革命に対する民団の声明書

1. 今日わが祖国でおこったクーデターは自主独立達成を目標として呻吟する新興国家韓国にはあり得ることである。
2. このたびのクーデターの主動となった軍事革命委員会が国民の幸福と満足を与える新政府が樹立された暁には、軍事行動一切を即時撤収し、軍本来の任務に帰ると声明したことに対して全面的に信頼し期待する。
3. このたびの行動がわれわれに同感を与える点は、韓国政府と国会が中立化運動や共産党勢力のペースに巻き込まれるのではないかと危惧されていた折、この革命により防共態勢を再確立する契機となるものと考え満足する。
4. このたびの行動に対し、われわれは行き過ぎの解釈や言動によって、むしろ敵対陣営に利益を与えることがないように冷静にその帰趨を静観する⁶⁰。

同声明書には、軍事革命を主導した軍事革命委員会による「行き過ぎた解釈や行動」に対する懸念も含まれていたが、4条で構成された声明書は、革命の目的を正当化し、全的に擁護する内容であった。実際、軍事革命直後から民団機関紙には、軍事革命委員会への期待と賛辞で紙面が埋め尽くされていく⁶¹。

依然として本国の情勢が流動的かつ不安定な状況の中、軍事革命政府への支持を表明するという事は、権逸新執行部にとって乾坤一擲の賭けでもあった。なぜならば、革命直後に革命政府を支持する国家・団体はほとんどなく、革命が収束する可能性すらあったからである⁶²。しかし結果的に、こうした権逸新執行部の迅速な軍事革命政権への支持表明は、韓国政府と在日韓国人社会の強固な関係を構築する契機となった。

軍事革命政権にとっても在日韓国人社会との関係構築には合理的な理由があった。張勉政権と同様に、軍事革命政権にとっても韓国の経済開発には、日本の対韓援助が不可欠なものとして認識されていた。就中、軍事革命を遂行するためには、「革命の制度化」と「物質的基盤の拡充」を通じて、安定した政治基盤を構築する必要があった。特に、後者は、

⁵⁹ 権逸 (1987)、前掲書、248頁。

⁶⁰ 「声明書」『民主新聞』1961年5月31日。

⁶¹ 「主張 国民生活の安定を期する国家再建最高会議に満腔の賛意を表す」『民主新聞』1961年5月31日。

⁶² 実際、韓国の同盟国である米国は、革命政府を容認すべきかどうか決定するのに一寸躊躇する姿勢を見せた。米国が軍事革命政府を事実上承認する声明を発表したのは、1961年5月22日の時点であった。また、日本政府の軍事革命政府に対する態度が肯定的かつ友好的に変わり始めたのは、翌月21日のケネディ大統領と池田勇人首相のワシントン会議以降のことであった。

新たな政治資金源の構築と経済開発計画という形で具体化される⁶³。

また、日韓会談の早期妥結に残された課題は、植民地支配に関わる請求金額・算出方法・範囲をめぐる「請求権」に対する認識の懸隔を縮めることにあった。問題の懸隔を埋める上で、軍事革命政府は、通常的外交チャネルを通じた協議に限界を感じていた⁶⁴。そのため、在日韓国人社会を適切に管理し、市民社会勢力として育成することで日本世論に対する働きかけを強める必要があった⁶⁵。

勿論、韓国国内とは異なり、軍事革命政府が在日韓国人社会を直接管理することは出来なかったが、このことは軍事革命政権が民団の自主性を完全に容認したことと同義ではなかった。軍事革命政権は国家再建国民運動日本支部を設置し、民団を直接管理する方式を採用したが、これは在日韓国人社会における民団の裁量権を一定程度保証するものであった⁶⁶。さらに、在日韓国人政策の管轄は、民団政策を主管していた外務部僑胞課から新設直後の中央情報部（以下、KCIA: Korean Central Intelligence Agency）に移行された。軍事革命を主導し、朴正熙の右腕であった金鍾泌初代 KCIA 部長を軸にトップダウンで在日韓国人政策を決定する仕組みが構築された。

また、「全国団長および事務局長連関会議」を通じて、現役幹部の再教育問題が議論された際、韓国政府が国防部・外務部の特別講師を派遣し、民団の中核幹部養成にも積極的に関与するようになった⁶⁷。在日韓国人運動の組織活動家の力量強化を名目に、中堅の幹部養成を本国で実施したのである⁶⁸。

民団の実務講習会では、各県本部の事務局長と組織部の参加を義務化した。また、各県本部の中核組織員と傘下団体の参加も推奨された。これにより全国の幹部活動家が横断的に連携されるようになった⁶⁹。本国政府から民団の地方組織までを連結する組織網が形成されたのである。

さらに、「在外国民の指導、保護、育成に関する基本政策の樹立及び関係部長官の諮問に応じる機関」として、新たに在外国民指導諮問委員会が設置された。外務部・内務部・国防部・文教部・保社部・交通部・広報部の次官、並びに、KCIA の第三局長から構成された同委員会は、実際の運用面で委員の出席率が低く、重要事項が公文で処理されたものの、在日韓国人社会の諸問題を各機関の次官級で議論する試みから、軍事政権の民団に対する統制・管理の意思を反映するものであった⁷⁰。

⁶³ 김일영 (2010), op.cit., p.336.

⁶⁴ 金東祚 (1993)、前掲書、249-250頁。

⁶⁵ 実際、1964年から1965年にかけて、民団は韓国政府の意向を受けて「韓日会談促進運動」を積極的に推進した。林茂澤 (2011)、前掲書、119頁。

⁶⁶ 「本国出張の所見を語る 権団長、内外記者団と会見」『民主新聞』1961年6月28日。

⁶⁷ 政府の「民団指導策」、「5.16軍事革命の経緯」、「7.25動乱」、「南侵陰謀の経緯」、「反共理論」等の科目が教えられた。「本国政府も講師を派遣」『民主新聞』1961年9月15日。

⁶⁸ 「組織と大衆のために」『民主新聞』1961年6月21日。

⁶⁹ 「全国現役幹部実務講習会開く」『民主新聞』1961年8月20日。

⁷⁰ 盧琦雲 (2011)、前掲書、289頁。

管理政策の一環として、韓国政府は、在日韓国人社会への言論に対する影響力の確保も進めた。1962年2月、朴正熙政権は民団機関紙である「民主新聞」を「韓国新聞」に改題させた。新聞財政の85%を政府が支援するようになり、さらに、民団の各機関から送付された文書は、民団と駐日代表部を介在させ言論統制が進んでいった⁷¹。

現在まで続く在日韓国人学生の本国留学も1962年から開始された。朴正熙政権では在日韓国人学生に特別優遇処置を講じ、「民族的な教養と人格体の完成」を目指すよう指導した⁷²。李承晩政権では北朝鮮の対総連教育支援に対する懸隔が約7.5倍あったが、朴正熙政権ではそれが約4.3倍にまで急速に縮小していった⁷³。

こうした韓国政府による支援・統制は、在日韓国人政策に対する「是々非々」の姿勢を主張した「第三次宣言」からの後退を印象付けたが、軍事革命政権の積極的な統制政策に従うことで教育・財政上の支援を引き出し、民団の組織的基盤が強固なものになった。

2. 権逸による韓学同再編の動き

本国で発生した軍事革命と権逸体制の成立は、民団と韓学同の関係を調整させる契機となった。軍事革命の主体であった軍部は、韓国国内の学生や革新政党を中心とする民主化運動・統一運動に対して危機感を抱いており、学生運動には厳しい態度で接していた。こうした軍事革命委員会による後ろ盾を得た権逸が、本国との協力関係を重視したことにより在日韓国人社会内に於いても学生運動の御用団体化が開始されるのである。

当時、武力によって誕生した軍事革命政府の政治的正当性をめぐっては、在日韓国人社会でも疑問の声が挙がっていた。こうした中、韓学同は、軍事革命直後の1961年5月27日に開催された「韓学同第20回全国大会」で軍事革命に対する評価を取りまとめ「軍部独裁打倒」決議を提出する。これを受けて権逸は、韓学同が採択した軍事革命政権に対する批判が、新執行部の民団運営を妨害する利敵行為と判断し、事態収拾に乗り出すことになる⁷⁴。

この問題をめぐって、権逸は硬軟両様の態度で臨んだ。まず、同じ明治大学出身である民団の金今石中央観察委員長に対して、民団運営規定、及び傘下団体規定への違反とする警告文を韓学同に掲示するよう指示を出した⁷⁵。これは「韓学同第20回全国大会」における「韓学同声明事件」から僅か3日後の対応であった。

さらに翌月、権逸は東京で開催された全国団長会議において「従来の民団は韓学同を過小評価し、余りにも誠意を欠いていた」とし、「民団傘下唯一の学生組織である韓学同の対策をおろそかにして文教政策を論ずるのはナンセンス」であるとした上で、「現文教当局で

⁷¹ 盧琦雲 (2011)、同上、290頁。

⁷² 李瑜煥 (1971)、前掲書、272-273頁。

⁷³ 李瑜煥 (1971)、同上、288頁。

⁷⁴ 韓学同「第20回全国大会」には約300名が参加している。この大会を通じて、韓学同は「反軍部革命声明文（以下、声明文）」を採択（「韓学同声明事件」）し、4.19学生革命理念の継承を再確認した。これにより、権逸新体制との間に対立が決定的となった。李瑜煥 (1971)、前掲書、161-162頁。

⁷⁵ 「金中央監察委員長韓学同に警告」『民主新聞』1961年5月31日。

は韓学同対策を第一の課題としていく」ことを発表する。その骨子は、「学生たちが安心して学究に専念できるよう独立した韓学同財政の確保」し、「作為的な一部学生の行動」に惑わされることなく「民団の基本理念」に順応するよう求めるものであった⁷⁶。つまり、韓学同内部の分断に着手したのである。

加えて、内部から組織を掌握するため、同じく同門の河斗碩を韓学同副委員長に据え、韓学同執行部への信任を問い「声明文」の取り下げを試みた。しかし、韓学同執行部は声明文支持の態度を翻さず、河らは早々に役職を辞任して「韓学同刷新委員会」を新設し「韓学同刷新運動」を展開する。韓学同刷新運動委員会の呼訴文には、「声明文」が韓学同の構成員によって十分に検討されぬまま抜き打ち的に発表された点、また、本国情勢について「余りにも皮相的見解」で「卓上空論的」である点等が批判されていた⁷⁷。さらに、韓学同刷新運動によって、それまで解体されてこなかった韓学同執行部の責任が追及されることになり、委員長等7名が権限停止に追い込まれた⁷⁸。しかし、韓学同は軍事政権を「平和統一民主主義を圧殺するもの」と規定し、終に「学同脱皮への道」で民団の傘下団体からの脱却を図る。これと関連し韓学同は「朝鮮商工新聞」・「朝鮮民報」・「統一朝鮮新聞」等の総連系機関紙に内部資料を提供する等、独自の政治活動を展開したものの⁷⁹、この時点で権逸の韓学同分断の動きが奏功したといえる。

他方で、権逸は民団機関紙に「間接侵略の粉碎」や「経済再建」といった軍事革命政権が提示した二大目標の歴史的必然性や軍事革命の正当性を主張する論考を掲載し、在日韓国人社会への軍事革命に対する共感帯を広げていく⁸⁰。政治宣伝の浸透を主導した民団宣伝局では、「反共思想の培養および組織強化に専念」し、軍事革命政権の主張が浸透されるよう組織の再建が進められた⁸¹。「革命以外に救国の道はない」ことが改めて示され、冷戦的世界観を在日韓国人社会に拡散することで韓学同をはじめとする批判勢力の攻撃を回避する狙いがあった⁸²。

しかし、権逸による宣伝工作とは裏腹に、軍事革命政府が1961年6月6日に「国家再建非常措置法」（以下、非常措置法）を施行すると、韓学同執行部は息を吹き返すことになる。非常措置法が憲法に優位な状況によって、軍事政権の正当性が著しく毀損されたからである⁸³。

⁷⁶ 「東京で全国団長会議」『民主新聞』1961年6月14日。

⁷⁷ 「韓学同刷新運動起る 河前副委員長らが推進」『民主新聞』1961年6月28日。

⁷⁸ 「韓学同執行部の責任を追求 [原文ママ]」『民主新聞』1961年12月10日。これに対して、韓学同執行部は「第22回臨時大会」を開催し停権処分に抗議する。しかし、韓学同刷新委員会の後身である「再建同志会」による総会が並行して開催されることになり、1963年6月韓学同統一大会に至るまで「韓学同分裂時代（原宿時代）」に移行した。

⁷⁹ 同上。

⁸⁰ 「認められる必然性 目的は反共と民生安定」『民主新聞』1961年6月14日。

⁸¹ 「文宣隊の再建図る」『民主新聞』1961年6月14日。

⁸² 「主張 韓国革命の必然性について：一部無自覚なもののために」『民主新聞』1961年7月10日。

⁸³ 民団五大綱領第一条には「本団は大韓民国の国是を遵守する」という条文があったが、非常措置法は明らかにこれに矛盾するものであった。そのため軍事革命政権の不当性を示す「軍部独裁論」が韓学同を中心に再燃したのである。

これに対して権逸は、非常措置法に対する立場を早急に示す必要があったが、本国の政治情勢が流動的であったため意見の集約作業は難航を極めた。それでも、1961年9月27日、民団は、各県本部、傘下団体に対して、民団五大綱領の中の国是問題についてその解釈を明示した公文を発表する。それによると、綱領第一条の国是が大韓民国憲法と非常措置法であり、本国の非常措置法が憲法に優位する効力を持つという解釈が示された。同声明文を公表することによって、権逸は軍事革命政府の違憲性を主張する韓学同の構成員を処分できる理論を獲得したといえる。民団によって非常措置法の優位が確認されて以降、反革命勢力の理論的支柱のひとりとされた崔鮮が「民団組織破壊行為」による除名処分を受け民団の政治的統一が進捗していく⁸⁴。

他方で、韓学同に対する圧力は、それまで軍事革命政府に対する態度を表明してこなかった韓青等の傘下機関にも影響を及ぼした。同年10月1日に開催された「第9回韓国青年同盟定期大会」でも軍事政権を支持する方針がはじめて確認された⁸⁵。

1962年3月には、南北協商平和統一論者と軍事政権反対者らによる民団組織及びその傘下団体の職員就任を排除する「居留民団の当面基本態度」声明が発表された。これにより権逸は民団内部の軍事政権反対勢力を「容共勢力」と規定し、郭東儀⁸⁶の除名処分等で論争を展開した結果、丁賛鎮・金載華・金今石等の政敵を相次いで排除する⁸⁷。軍事革命政府と権逸体制の関係は一層緊密化し、日韓基本条約交渉に向けた政治空間が形成されていくのである⁸⁸。

おわりに

在外民族であるディアスポラは、本国政府に対して、政治・経済・軍事的に一方的かつ従属的な与益者として認識されることが多くある。しかし、本稿で考察した1950年代後半から1960年代前半にかけての事例検証によれば、ディアスポラは本国政府に対して政治的影響力を行使する主要なアクターとしての一面を有していた。「国是の遵守」を掲げ結成された民団が、必ずしも創設期から韓国政府に対する従順な与益者として一貫していた訳ではなかったことはその証左である。その上で、資本主義という政治理念を共有する在外組織であっても、時に矛盾や葛藤を内包しながら利害調整や関係の復元がなされてきたのが

⁸⁴ 「崔鮮氏を除名処分：民団組織破壊行為により」『民主新聞』1961年10月3日。

⁸⁵ 「軍革支持を強調」『民主新聞』1961年10月15日。

⁸⁶ 韓国の民主化と祖国統一をスローガンに1973年結成された「韓国民主回復統一促進国民会議（韓民統）」の中核を担った人物。

⁸⁷ 盧琦雲（2011）、前掲書、288-289頁。

⁸⁸ 日韓条約交渉をめぐることは、韓国国内で反対運動が巻き起こったのと同様に、在日韓国人社会の急進勢力を中心に「法的地位要求貫徹闘争」が展開され民団との間で理念対立が生じていた。これに対して、民団は韓学同や韓青同が要求する法定地位要求を掲げながらも、朴正熙政権が推進する「韓日会談全面支持」といった相反するスローガンを掲げ、日本国内において本国政府の意向に沿った運動を展開した。宮田浩人（1977）『65万人：在日朝鮮人』すずさわ書店、294頁。

両者の相互関係の歴史的展開であった。

李承晩政権期、韓国政府は在日韓国人社会において最も必要とされていた民生政策や法的地位問題を等閑視し、最後まで帰国事業に対して具体的な打開策を講じなかった。朝鮮歴史学研究の泰斗であるエドワード・ワグナー（Edward W. Wagner）が言及する様に、李承晩政権の在日韓国人社会に対する政策は「効果的でもなければ、特別に同情的でもなかった」のである⁸⁹。こうした両者の閉塞的な関係性が1950年代末まで固定化され相互不信が高まった帰結が自由党に対する不信任決議の提出であった。

しかし逆説的に言えば、本国政府との垂直的な紐帯に脆弱性が示されたことによって、ディアスポラは強さを得た。すなわち、両者の関係性が崩壊寸前の状態にあることを示すことによって、この時代に韓国政府は在日韓国人社会の信頼が所与ではないことを学んだ。加えて、後に民団団長となる権逸のような政治指導者が民社同で活動していたことは、反共主義思想に対する献身が必ずしも常に盤石なものであるとは限らない事実を本国政府に示すものであった。

こうした状況を再調整する契機となったのが韓国で発生した四月革命であった。在日韓国人社会において民団から離脱していた民社同が解散を決定し、内部の派閥統合が進展した。また、民主党政権が帰国問題と日韓会談を分離する現実路線に転じたことにより、新政府に対する期待が膨らみ関係の立て直しが始まった。張勉国務総理は、崩壊寸前にまで陥った関係の正常化に向けて、中小企業育成政策や教育支援費の増額等を実施し民団政策を拡充した。

その後、軍事革命によって誕生した朴正熙政権は、張勉国務総理によるアプローチからさらに一歩進んで、統制と支援を織り交ぜるアプローチを採用した。中堅幹部の養成、実務講習会、在外国民指導諮問委員会等、新たな制度を確立することに加えて、在日韓国人社会の言論を掌握し、韓国政府による介入が強化された。また、民団では権逸団長を中心に軍事革命に反対した革新勢力である韓学同の政治的排除を推進することで、軍事革命政府の動きに歩調を合わせていった。

本稿で論じた相互関係の歴史的展開を経た現代にあっても、韓国政府は依然として与益者としてのコリアン・ディアスポラに期待を寄せているようだ。2015年の世界韓人会長大会⁹⁰では、金武星セヌリ党代表（当時）・文在寅新政治民主連合代表（当時）等、与野党の有力者が出席する中、朴槿恵大統領は、「統一を成し遂げるためには国際社会の協力も大変重要だ。皆さんが各国で統一の伝導師になって韓半島（朝鮮半島）で平和統一を成し遂げ、子孫に美しい大韓民国の未来を譲り渡せるように努力して下さることを望む」と祝辞を述べ、ディアスポラの功労者に勲章を授与した⁹¹。2016年の民団創立70周年の際には、在外

⁸⁹ エドワード・ワグナー（1989）『（復刻版）日本における朝鮮少数民族』龍溪書舎、126頁。

⁹⁰ 在外同胞社会と本国との交流強化を目的とする在外韓国人団体の会長及び幹部が一堂に会する大会。韓国外交部傘下の在外同胞財団が主催しており、2016年には世界84ヵ国から400人余りの会長等が出席した。「在日の地方参政権獲得支持：世界韓人会長大会で決議文採択」『民団新聞』2016年10月12日。

⁹¹ 「『同胞が統一韓国を率先』世界韓国人会長大会が開幕」『中央日報』（日本語版）2015年10月6日。

同胞財団の朱鐵基理事長が「民団が世代交代で若返りしても、継続して国の統一政策に歩調を合わせてほしい」と要請している⁹²。今後も、韓国政府と在日韓国人社会は、時代の要請に合致する相互認識・存在意義を模索しながら相互関係の歴史を紡いでいくのであろう。両アクターの関係性の変遷については、本稿で取り上げた時期以外にも政情不安が生じた1979年から1980年代前半までの時期を射程に入れた分析が必要となると考えられるが、この点については別稿に期すことにしたい。

参考文献

日本語文献（50音順）

- ・ エドワード・ワーグナー（1989）『（復刻版）日本における朝鮮少数民族：1904年～1950年』龍溪書舎
- ・ 海外事情調査所（1960）『朝鮮要覧』武蔵書房
- ・ 菊池嘉晃（2009）『北朝鮮帰国事業：「壮大な拉致」か「追放」か』中公新書
- ・ 金賛汀（2007）『在日義勇兵帰還せず：朝鮮戦争秘史』岩波書店
- ・ 金東祚（1993）『韓日の和解：日韓交渉14年の記録』サイマル出版会
- ・ グレゴリー・J・カザ（1999）『大衆動員社会』柏書房
- ・ 小林知子他（2011）『東アジアのディアスポラ』明石書店
- ・ 在日本大韓民国居留民団（1977）『民団30年史』在日本大韓民国居留民団
- ・ 在日大韓民国民団中央本部（1998）『図表で見る韓国民団50年の歩み』五月書房
- ・ ジョン・ガディス（2007）『冷戦：その歴史と問題点』彩流社
- ・ 鄭大均（2010）「外国人参政権運動の源流をたどる：韓国民団に問われていること」『中央公論』2010年4月号
- ・ 鄭哲（1967）『民団：在日韓国人の民族運動』洋々社
- ・ 外村大（2015）「日韓条約以後の「在日朝鮮人問題」の展開」『日韓関係史1965-2015』東京大学出版会
- ・ 内外文化研究会（1957）『公安ハンドブック』1958年版、立花書房
- ・ 盧琦美（2011）「在日民団の本国志向路線と日韓交渉」李鍾元・木宮正史・浅野豊美『歴史としての日韓国交正常化Ⅱ（脱植民地化編）』法政大学出版局
- ・ 李瑜煥（1971）『在日韓国人60万』洋々社
- ・ 朴正鎮（2012）『日朝冷戦構造の誕生1945-1965：封印された外交史』平凡社
- ・ バーナード・クリック（2006）『現代政治学入門』講談社学術文庫
- ・ 林茂澤（2011）『在日韓国青年同盟の歴史：1960年代から80年代まで』新幹社
- ・ 宮田浩人（1977）『65万人：在日朝鮮人』すずさわ書店
- ・ 閔智焄（2015）「李承晩政権の在日コリアン国民登録政策：日韓予備会談から第一次会談を中心に」立命館大学政策科学会『政策科学』2015年2月
- ・ 吉澤文寿（2015）『日韓会談1965：戦後日韓関係の原点を検証する』高文研

韓国語文献（가나다라順）

- ・ 김일영（2010）『건국과 부국：이승만・박정희 시대의 재조명』서울：기과당
- ・ 김태기（2000）「한국정부와 민단의 협력과 갈등관계」전남대학교 아시아태평양지역연구소『아시아태평양지역

⁹² 「在外韓国人団体の中心『民団の役割さらに重要に』」『民団新聞』2016年11月9日。

연구』2000년 제3권 제1호

- 마즈우라 마사노부 (2015) 『냉전기 재일한인 북송사업의 규모변용 과정에 관한 분석: 조총련과 북한로비의 역할을 중심으로』 서울대학교 외교학과 박사학위논문

新聞、雑誌（発行年月日順）

- 「日韓交渉三つの問題点：帰国協定・総選挙・李ライン」『中央公論』1960年9月号、中央公論社
- 「僑胞中小企業融資資金200万ドル着く」『民主新聞』1961年1月11日
- 「主張：本国の温かい配慮を生かそう 中小企業融資基金到着に際して」『民主新聞』1961年1月11日
- 「在日僑胞中小企業融資要綱決る 本国金融通貨委で」『民主新聞』1961年1月11日
- 「僑胞中小企業融資資金200万ドル着く」『民主新聞』1961年1月11日
- 「主張 団組織の体質改善を図ろう 全中央議員に望む」『民主新聞』1961年2月8日
- 「本国文教視察団と懇談会」『民主新聞』1961年2月15日
- 「80万ドルで総合学校を 政府、在日同胞教育に本腰」『民主新聞』1961年2月15日
- 「在日同胞民族教育に強力な援助を 実態調査団が報告」『民主新聞』1961年3月15日
- 「政府の英断で決定 昨年度の三倍強に増員」『民主新聞』1961年4月26日
- 「東京韓国人商工会結成さる 団結と利益擁護めざし」『民主新聞』1961年5月31日
- 「金中央監察委員長韓学同に警告」『民主新聞』1961年5月31日
- 「声明書」『民主新聞』1961年5月31日
- 「主張 国民生活の安定を期する国家再建最高会議に満腔の賛意を表す」『民主新聞』1961年5月31日
- 「組織と大衆のために」『民主新聞』1961年6月21日
- 「本国出張の所見を語る 権団長、内外記者団と会見」『民主新聞』1961年6月28日
- 「全国現役幹部実務講習会開く」『民主新聞』1961年8月20日
- 「本国政府も講師を派遣」『民主新聞』1961年9月15日
- 「崔鮮氏を除名処分：民団組織破壊行為により」『民主新聞』1961年10月3日
- 「軍革支持を強調」『民主新聞』1961年10月15日
- 「韓学同執行部の責任を追求 [原文ママ]」『民主新聞』1961年12月10日
- 「『同胞が統一韓国を率先』世界韓国人会長大会が開幕」『中央日報』（日本語版）2015年10月6日
- 「韓国で忘れられた民団の70年の献身」『中央日報』（日本語版）2016年8月2日
- 「在日の地方参政権獲得支持：世界韓人会長大会で決議文採択」『民団新聞』2016年10月12日
- 「在外韓国人団体の中心「民団の役割さらに重要に」」『民団新聞』2016年11月9日

国会議事録（年月日順）

- 『第32回国会衆議院運輸委員会会議録』第5号（1959年10月5日）
- 『第33回国会衆議院法務委員会会議録』第6号（1959年12月8日）
- 『第34回国会参議院外務委員会会議録』第6号（1960年3月22日）

〔付記〕本論文の執筆にあたっては、査読者の方々より有益なご指摘を数多くいただいた。深く感謝を申し上げる。本稿は、(1) 平成二七年度東アジア学会徳島賞（若手研究者研究奨励制度）、及び(2) 平成二七—二八年度科学研究費助成金／若手研究B（研究課題番号15K21338、研究課題名「政治学と歴史学の対話：冷戦期北朝鮮帰国事業の大規模化に関する政治学研究」）による研究成果の一部である。

中国で公訴時効（訴追時効）の運用が問題となる ある裁判の分析

Analysis in the problem of a trial that the use of the limitation in China

高 橋 孝 治
TAKAHASHI Koji

Abstract

A Chinese trial is said that they try it after a decision. This is said to be a principle in the Cultural Revolution age. But, such a law use is seen in 2011.

A purpose of this report is that an exegesis does a trial result in defiance of law use of 2011 of China. It's a trial result about a prescription against public action system concretely. The defense lawyer insisted that prescription against public action was complete by this event. On the other hand investigation isn't doing total refutation. But a courthouse ignored insistence of limitation and authorized with guilt. And the law on which investigation insisted and the law on which a courthouse insisted are different. So, there is also a problem with a person concerned principle.

It's stated this report esteems necessity of a punish more than a principle of law theory in China by a conclusion. But this report states that this is a Chinese sense of values and no one can criticize.

要 旨

中国（中華人民共和国）の裁判は、「重要度の高い案件ほど、上位の者が決定に関与するシステムになっているのであり、判断する者は審理せず、審理する者には判断権限がない、先に決定してから、審理に入る、下級審と上級審の合併などと呼ばれる独特な現象が存在」と指摘されている。これらは文化大革命中の原理であり、現在は異なるのではないかとする向きもある。しかし、このような法運用が見られる裁判結果は2011年にも見られる。

本稿は、当該2011年に出た結果が先にあり、裁判の途中経過を無視していると評価しうる裁判結果を評釈することを目的とする。具体的には訴追時効（日本で言う「公訴時効」）が完成しており、弁護人がその旨を主張し、反論がなかったにも関わらず、人民法院（裁判所）がその主張をなかったかのように扱い、有罪判決を出した例である（ただし執行猶予は付されている）。さらに、人民検察院（検察）が求刑に用いた法律と、人民法院が判決に用いた法律が異なっており、当事者主義の点からも問題がある。

本稿は結論としては、裁判の途中経過は2011年にもいまだ無視され、「処罰の必要性」があれば弁護人の意見を無視して「処罰する」という法運用がなされていると指摘する。しかし、これが「中国法の価値観」であり批判するべきものでもないと述べる。

※〔 〕は直前の単語の中国語原文を表し、原則として初出の場合にのみ付した（「告発」のみ日本語の「告発」と混同することを避けるため、全てに中国語原文を付している）。

I はじめに

1. 問題の所在

中華人民共和国（以下「中国」という）の裁判については、以下のような指摘がなされている。「重要度の高い案件ほど、上位の者が決定に関与するシステムになっているのであり、〔判而不審、審而不判〕（判断する者は審理せず、審理する者には判断権限がない）、〔先定後審〕（先に決定してから、審理に入る）、〔両審合一〕（下級審と上級審の合併）などと呼ばれる独特な現象が存在」している¹。これは、裁判の結果はあらかじめ決まっており、裁判官はその決まっている結果を述べるためだけに「演出」と「主演」を兼ねる存在であるという意味である²。そして、このような現象は本稿が示すように2010年代に入ってもいまだ確認することができる。

本稿は2011年に人民法院（中国の裁判所）が出したこのような「結果ありき」で、裁判の途中経過を無視していると思われる裁判結果を素材に事例研究を行い、もって中国における法運用の実態を示し、その理論づけを行おうとするものである。本稿で取り上げるのは、弁護人側が「訴追時効〔追訴時効〕（日本でいう「公訴時効」）に相当する。I. 2で説明する）が完成している」と述べたものの、検察側はそれに一切反論せず、人民法院も訴追時効はまだ完成していないと一切述べてに有罪判決を出した例である（以下、本稿が素材とする事例を「本件」という）。さらに本件では、人民法院は、検察側が求刑した条文とは異なる条文で判決を出しており、当事者主義も徹底がなされていない。このように検察側が適切な反論をしていないにも関わらず、弁護人側が主張した内容を人民法院が無視し、かつ検察側が求刑した条文と異なる条文で判決を出してしまえば、結局弁護側は訴追時効は完成していたのか、訴追時効が完成していなかったとしてなぜ完成していないのか、弁護人は自らの主張は適切だったのかが判断できず、さらには適切な防御もできないことになる。そのため、このような判決は本来「あってはならない」はずである。しかし、中国では昨今「法治」を標榜しているにも関わらず³、実際にはこのような裁判が起こっている。本稿は、本件を素材にこのような中国にとっての裁判の現実を紹介し、その理論づけを考察するものである。

¹ 鈴木賢（2006）「中国法の思考様式—グラデーションの法文化—」（アジア法学会（編）、安田信之＝孝忠延夫（編集代表）『アジア法研究の新たな地平』成文堂）323頁。文中の〔 〕内は中国語原文であることを示す。また、小口彦太＝田中信行（2012）『現代中国法』（第2版）成文堂、92～93頁も同様に述べる。

² 鈴木賢（1993）「人民法院の非裁判所的性格—市場経済化に揺れる法院の動向分析—」『比較法研究（比較法学会）』（55号）、179頁。

2. 議論の前提—訴追時効制度の概要

本件の問題点の一つは、「訴追時効が完成している旨の弁護がなされたのに、人民法院がその弁護内容を無視して判決を出した」点である。まずは議論の前提として、中国の刑事法および訴追時効制度について見ておきたい。

訴追時効制度とは、日本では公訴時効制度と訳されることもある⁴。公訴時効制度とは、犯罪が発生してから一定期間経過した場合、訴権が失われ、どんなに有罪を示す証拠が固まっても起訴することができなくなるという制度である。中国では、「公訴」の他にも「自訴」の場合にも時効の対象となることから、「公訴時効制度」とは呼ばず、「訴追時効制度」という呼び名を用いる。本稿は「中国における公訴時効制度」を指す場合は「訴追時効制度」という用語を用いることとする。

中国の刑法には1979年7月1日に制定された「79年刑法」⁵と79年刑法が1997年3月14日に全面改正された「97年刑法」⁶がある。また中国の刑事訴訟法も同様に1979年7月1日に制定された「79年刑訴法」⁷と79年刑訴法が1996年3月17日に全面改正された「96年刑訴法」⁸、そして96年刑訴法が2012年3月14日にさらに全面改正された「12年刑訴法」⁹の三つがある。そして、中国における訴追時効の規定は以下の通りである¹⁰。なお、中国では検察庁のことを「人民検察院」と、警察のことを「公安」と呼ぶ。

97年刑法

第87条¹¹ 犯罪は以下の期限を経過したら訴訟提起できない。

- (一) 最高法定刑が5年未満の有期徒刑の場合、5年。
- (二) 最高法定刑が5年以上10年未満の有期徒刑の場合、10年。
- (三) 最高法定刑が10年以上の有期徒刑の場合、15年。
- (四) 最高法定刑が無期懲役、死刑の場合、20年。20年を経過しても訴訟提起が必要な

³ 「中共中央關於全面推進依法治国若干重大問題的決定」(2014) (本書編写組 (編著)『《中共中央關於全面推進依法治国若干重大問題的決定》輔導讀本』中国・人民出版社) 2～3頁 (初出は2014年10月23日の中国共産党第18回中央委員会第4回会議)。習近平 (2014)「在首都各界紀念現行憲法公布施行30周年大会上的講話」(習近平『習近平談治国理政』中国・外文出版社) 138頁 (初出は2012年12月4日に習近平が行った講話) など。

⁴ 例えば、甲斐克則＝劉建利 (編訳) (2011)『中華人民共和國刑法』(成文堂) 94頁は「公訴時効制度」と訳している。これに対し、夏目文雄 (1974)「中国刑法における時効論」『紀要 (愛知大学国際問題研究所)』(55号)、49頁以下は「追訴時効制度」と原文をそのまま用いている。また、「訴追時効制度」という訳語は、以下の日本語文献で使われている。平野龍一＝浅井敦 (編) (1982)『中国の刑法と刑事訴訟法』東京大学出版会、17頁。江英居 (1985)『中国刑法—原文読解と注釈—』公論社、101～103頁。徐益初＝井戸田侃 (編著) (1992)『現代中国刑事法論 (現代中国法叢書第3巻)』法律文化社、73頁。小口彦太＝田中信行・前掲註 (1) 130～131頁。

⁵ 1980年1月1日施行。

⁶ 1997年10月1日施行。2015年8月29日最終改正。同年11月1日改正法施行。

⁷ 1980年1月1日施行。

⁸ 1997年1月1日施行。

⁹ 2013年1月1日施行。

¹⁰ 刑法や刑事訴訟法の全面改正がなされても、訴追時効制度に関する条文は大きく変化していない。

¹¹ 79年刑法第76条も全く同じ条文であった。

場合は最高人民検察院に報告しその許可を得なければならない。

第88条¹² 人民検察院、公安機関もしくは国家安全機関が立案捜査を始めた後、または人民法院が事件を受理した後、捜査または裁判から逃れた場合は、訴追時効の制限を受けない。

被害者が訴追期限内に告発〔控告〕した場合において、人民法院、人民検察院または公安機関が立案すべきであったにも関わらず立案しなかった場合は、訴追時効の制限を受けない。

第89条¹³ 訴追期限は、罪を犯した日から起算する。犯罪行為が連続または継続の状態にあるときは、犯罪行為の終了日から起算する。

訴追期限内に再び犯罪を行ったときは、前罪の訴追期限は後罪を犯した日から起算する。

12年刑訴法

第15条¹⁴ 以下の一つの状況にある場合は、刑事責任を追及せず、すでに追及されている場合は、案件の取り消しをし、もしくは不起訴、審理終了、無罪宣告をするものとする。

……

(二) 犯罪が訴追時効の期限を経過している場合

……

最高人民法院の《中華人民共和国刑事訴訟法》の適用に関する解釈〔最高人民法院關於適用《中華人民共和国刑事訴訟法》的解釋〕（2012年12月20日發布。2013年1月1日施行。以下「12年解釈」という）

第241条¹⁵ 第一審の公訴案件に対して、人民法院は審理をした後、以下の状況に応じた判決、裁定を出さなければならない。

……

¹² 79年刑法第77条には以下のような規定があった。「人民法院、人民検察院、公安機関が強制措置を執った後、捜査または裁判から逃れたときは、公訴時効の制限を受けない」。

¹³ 79年刑法第78条も全く同じ条文であった。

¹⁴ 79年刑訴法第11条および96年刑訴法第15条も全く同じ条文であった。

¹⁵ なお、12年解釈が施行される前には、以下のような同様の規定があった。最高人民法院の《中華人民共和国刑事訴訟法》を執行する若干の問題に関する解釈〔最高人民法院關於執行《中華人民共和国刑事訴訟法》若干問題的解釋〕（1998年9月2日發布。同月8日施行。2013年1月1日失効。以下「98年解釈」という）第176条「人民法院は案件の具体的状況に応じて、裁判を区別しなければならない。……（八）犯罪が訴追時効の期限を経過しておりかつ訴追が必要でない場合、もしくは特赦により刑罰が免除された場合、審理中止の裁定をしなければならない。……

（八）犯罪が訴追時効の期限を経過しておりかつ訴訟提起が必要でない場合、もしくは特赦により刑罰が免除された場合、審理中止の裁定をしなければならない。

……

第263条第2項¹⁶ 以下の状況の一つに該当するとき、自訴人に対して起訴を撤回するように説明しなければならない。自訴人が起訴を撤回しない場合は、不受理の裁定をしなければならない。

……

（三）犯罪が訴追時効の期限を経過している場合

……

中国の刑事裁判は公訴と自訴の二種に分けられる¹⁷。公訴とは、人民検察院が、国家を代表して人民法院に対して刑事訴訟を提起することをいう¹⁸。これに対し、自訴とは、捜査が不必要であるほど軽微な一定の犯罪について被害者が直接法院に刑事訴訟を提起することをいう¹⁹。自訴に対しても訴追時効の規定は適用される。

公訴は以下のような手順を取る。①報案、告発〔控告〕、通報〔挙報〕、自首など、②立案、③捜査、④起訴、⑤公判、⑥判決²⁰。これに対し自訴は①被害者や法定代理人などによる人民法院への提訴、②立案、③公判、④判決という手順を取る²¹。なお、ここでは「報案」のみ日本語に適切な訳語がないため中国語原文を用いることとする。報案とは、被害者に限らず、全ての団体もしくは個人が犯罪事実の発生を発見したが、被疑者が不明である場合に、公安機関、人民検察院、人民法院に報告をすることをいう²²。これに対し、告発〔控告〕は、「被害者およびその近親者あるいは訴訟代理人が人身あるいは財産の権利の犯罪事実あるいは犯罪嫌疑者を公安や司法機関に対し報告し侵害者の法律責任を追究する行為」とされている²³。また、中国では「告訴」とは、親告罪において被害者が人民法院にその犯罪を報告し、自訴を行う行為をいう（12年解釈第1条）。すなわち、告訴は親告罪のみを対象とし、報案と告発〔控告〕に関しては以下の2点が異なる。①報案は被害者の

¹⁶ 98年解釈第188条には以下のような規定があった。「自訴案件に対して人民法院の審査で以下の一つの状況に該当するとき、自訴人に対して起訴を撤回するように説明するか、起訴撤回の裁定をしなければならない。……（三）犯罪が訴追時効の期限を経過している場合……」

¹⁷ 王国枢（主編）（2013）『刑事訴訟法学』（第5版）中国・北京大学出版社、2頁。龍宗智＝楊建広（主編）（2012）『刑事訴訟法』（第4版）中国・高等教育出版社、334頁。

¹⁸ 王敏遠（主編）（2012）『中国刑事訴訟法教程』（第2版）中国・中国政法大学出版社、261頁。龍宗智＝楊建広（主編）・前掲註（17）331頁、334頁。

¹⁹ 陳衛東（主編）（2014）『刑事訴訟法』（第4版）中国・中国人民大学出版社、296頁。龍宗智＝楊建広（主編）・前掲註（17）334頁。

²⁰ 河村有教（2006）「現代中国刑事司法の性格—刑事手続上の人権を中心として—」（神戸大学、博士学位論文）61頁。高見沢磨＝鈴木賢〔ほか〕（2016）『現代中国法入門』（第7版）有斐閣、304～305頁。

²¹ 河村有教・前掲註（20）61頁。

²² 龍宗智＝楊建広（主編）・前掲註（17）264頁。陳衛東（主編）・前掲註（19）208頁。

他、当該事件に直接の利害関係のない団体や個人も行うことができるのに対し、告発〔控告〕は犯罪行為により直接侵害を受けた被害者やその近親者のみが行うことができる。②報案はただその犯罪状況を知っている者が公安司法機関に対して行う一種の犯罪に対する情報提供であるのに対し、告発〔控告〕は被害者が公安や司法機関に犯罪行為を行った者の刑事責任の追究を求める明確な意思表示である。

さて、ここでは立案と呼ばれる手続きが非常に重要なものとなってくる。立案とは、公安機関や人民検察院、人民法院が報案、告発〔控告〕、通報、自首などにより、または人民法院に対する自訴を行った者の自訴により、管轄範囲に従い審査をし、犯罪事実が確実に存在するかと刑事責任を追及すべきかを審査し、あわせて法により刑事事件として捜査および裁判といった訴訟活動を行うか否かを内部で決定することをいう²⁴。つまり、立案とは中国において犯罪が起こっていると公安機関や人民検察院、人民法院が考えたときに行わなければならない訴訟活動の開始を決定する手続きである²⁵。そして、中国では基本的に97年刑法第88条により、立案がなされた場合もしくは告発〔控告〕され立案されるべきであったにも関わらず立案がなされなかった場合を基準に訴追時効の完成を判断している²⁶。もちろんこれは97年刑法第88条第1項の「捜査または裁判から逃れた場合は」という条件をどう解釈するかによるところがあり、①訴訟提起機関に着目し、立案捜査が行われたときに、そのみをもって訴追時効にかかることはないとする、もしくは②被疑者に着目して、捜査の立案がなされ、かつ被疑者が捜査や裁判から逃亡するための行動を取った場合に訴追時効にかかることはないとするの二通りに解釈ができると中国でも指摘されている²⁷。しかし、「立案をしているか否か」のみで訴追時効の完成を判断しているのが、追訴時効制度の運用実態である²⁸。

また、訴追時効完成の効果であるが、公訴の場合審理終了（12年解釈第241条）、自訴の

²³ 樊崇義（主編）（2009）『刑事訴訟法学』中国・中国政法大学出版社、344頁。王国枢（主編）・前掲註（17）183頁。日本の「告発」は「捜査機関に対し犯罪事実を申告し、犯人の訴追を求める意思表示であり、誰でも行うことができる」（日本の刑事訴訟法（昭和23年（1948年）7月10日公布。平成26年（2014年）6月25日最終改正。同年7月15日改正法施行）第239条第1項）という意味であり、中国の告発〔控告〕とは異なる。

²⁴ 龍宗智＝楊建広（主編）・前掲註（17）245頁。陳衛東（主編）・前掲註（19）205頁。12年刑訴法は「公安機関もしくは人民検察院は犯罪事実もしくは犯罪被疑者を発見した場合、管轄範囲に従い立案捜査をしなければならない」（第107条）、「人民法院、人民検察院もしくは公安機関は報案、告発〔控告〕、通報および自首などにより、管轄範囲に従い、迅速に審査を行い、犯罪事実が存在し、刑事責任を追及する必要があるとき、立案しなければならない。犯罪事実が存在しないもしくは犯罪事実が明らかに軽微であり、刑事責任を追及する必要がないとき、立案はしないものとし、不立案の原因を告発人〔控告人〕に通知するものとする。告発人に不服がある場合は、不服審査をすることができる」（第110条）と規定している。

²⁵ 王国枢（主編）・前掲註（17）181頁。龍宗智＝楊建広（主編）・前掲註（17）245～246頁。

²⁶ 高橋孝治（2016）「中国における公訴時効（訴追時効）制度を正当化する学説についての考察」『法學政治學論究（慶應義塾大学大学院法学研究科）』（第111号）、83頁。

²⁷ 郭召軍（2002）「追訴時効無限延長の適用条件探析」『中国律師（中国・中華全国律師協会）』（2002年8期）、73頁。また、97年刑法第88条第2項には、告発〔控告〕した場合にも訴追時効の制限を受けないとしているが、こちらは「捜査または裁判から逃れた場合」といった条件が付されておらず、解釈が分かれることはない。

²⁸ 高橋孝治・前掲註（26）81～83頁。

場合起訴撤回である（12年解釈第263条第2項）。この効果にのみ着目すれば、訴追時効制度は、法的効果が免訴である日本の公訴時効制度と類似しているとも評価できる。

3. 先行研究の検討

本稿は、2011年にも中国では裁判の途中経過を無視していると評価しうる裁判結果が出ていることを示し、その理論づけを行うものであることは本章1.でも述べた。中国の裁判結果に対する評釈は既に日本でもいくつか先行研究がある²⁹。しかし、その多くは「途中経過を無視」していない、ある意味「まとも」な裁判結果に対する評釈となっている。法理論的に無理があると考えられる裁判結果を評釈している先行研究には、拙稿である高橋孝治（2013）「訴追時効の起算点の実務問題—《（2010）扶刑初字第100号》案件を中心として〔追訴時効起算点の実務問題—以《（2010）扶刑初字第100号》案件為中心〕」（『西江月（西江月文芸雑誌社）』（42巻28期）160頁収録）や高橋孝治（2016）「最高人民法院による無理のある判断—ある日本企業の中国での経験—」（『Law & Practice（早稲田大学大学院法務研究科臨床法学研究会）』（10号）301～311頁収録）がある。つまり、中国の裁判の途中経過を無視していると評価しうる裁判結果は、今まであまり評釈されておらず、本稿はこの中国の法運用の研究の穴を埋めるものと位置づけられる。

また、本稿は訴追時効制度の研究と見ることもできる。訴追時効制度の研究に関しては、管見の限り日本語では夏目文雄（1974）「中国刑法における時効論」（所蔵先は前掲註（4）47～62頁収録）と拙稿・高橋孝治（2016）「中国における公訴時効（訴追時効）制度を正当化する学説についての考察」（所蔵先は前掲註（26）71～100頁収録）があるのみである。もちろん中国語では訴追時効制度に関する研究は多くある。しかし、中国でも管見の限り訴追時効制度の裁判結果評釈を行っているのは、上記の拙稿・高橋孝治（2013）「訴追時効の起算点の実務問題—《（2010）扶刑初字第100号》案件を中心として」しか見当たらない。

また、高橋孝治（2016）「中国における公訴時効（訴追時効）制度を正当化する学説についての考察」は、中国の訴追時効制度の運用全体を統計的に解析している。その中で、「明らかに法律の条文を無視した判断」をしている訴追時効に関する裁判が3件あると指摘している（82頁）。この3件のうち1件が本稿が評釈しようとしている裁判結果である。つまり、本稿は単に中国で裁判の途中経過が無視されている裁判結果の評釈だけではなく、訴追時効制度で3件存在する「法律の条文を無視した判断」のうち1件を精査しようとするものでもある。

II 本件の概要と問題点

本章では、本件の概要を概説し、その法的問題点を明らかにする。本件は、河南省洛陽

²⁹ 例えば、中国裁判事例研究会というグループが『比較法学（早稲田大学比較法研究所）』（43巻3号）（2010）から「中国裁判事例研究」という裁判評釈シリーズを定期的に公表している。

市潤西区人民法院が2011年1月27日に判決を出した事件である（判決番号は（2011）潤刑公初字第5号）³⁰。

1. 本件の概要

1997年1月13日午後6時頃、被告人AとB（現在逃亡中）は友人C宅で酒を飲んでいて、そしてC宅の隣室でD、E、Fも酒を飲んでいて、やがて喧嘩が始まった。この喧嘩をうるさく感じたのか、Aは鈍器を持ちだし、隣室に押し入りDとEの頭部を殴打した。さらにBも刀を持ちだしEとFを斬りつけた。この後すぐAとBは逃亡した。結果としてDは重症を負い、EとFは軽傷を負った。

この事件について、人民検察院はAに対して以下のように求刑した。「被告人Aは故意に他人の身体健康に傷害を負わせ、結果として重症となった。その行為は故意傷害罪に該当する。人民法院には、刑法第234条第2項の規定に従い判決をすることを請求する」。刑法第234条が故意傷害罪となるのは、97年刑法である。つまり、人民検察院は97年刑法を用いて求刑をしていることになる。後の論述のために述べておくと、79年刑法における故意傷害罪は第134条である。

これに対し、被告人Aの弁護人は以下のように弁護した。「本件は既に訴追時効が完成しており、法院は審理を終了しなければならない。本件は1997年1月13日に発生しており、適用される法律は79年刑法である。79年刑法の規定によれば、故意傷害罪の重症の場合の法定刑は3年から7年であり、訴追時効の期限は10年となる。本件が立案されたのは、2010年5月25日であり、（立案時点で事件発生から）既に13年の月日が経過している。さらに本件には被告人が訴追時効の制限を受けないとするような証拠は何ら提示されていない」。

ところが、人民検察院は、この訴追時効が完成している旨の弁護内容に何ら反論を出していないにも関わらず、人民法院は、「被告人Aは他人の身体健康に故意に傷害を与え、重傷を負わせ、その行為は故意傷害罪に該当する。それは人民検察院が故意傷害罪が成立するとの主張の通りである。なお、被告人Aと被害者の間では民事上の和解や損害賠償の支払いも済んでおり、この点を考慮し、被告人Aの処罰は軽くするものとする。被告人Aは、刑法第134条の故意傷害罪および第67条、第68条により3年の有期懲役に処し、執行猶予3年とする」と宣告した。既に述べたように、刑法第134条が故意傷害罪となるのは79年刑法であるので、人民法院は79年刑法を根拠に判決を下したと考えられる。

2. 本件の問題点

本件の問題点としては、弁護人が訴追時効が完成しており、審理終了とすべきと述べているにも関わらず、それについて人民検察院側が、一切の反論をせず、人民法院もまるで訴追時効が完成している旨を弁護人が述べなかったかのように、一切触れずに有罪判決を

³⁰ 本件の内容は、中国最大の法律情報検索の有料ウェブサービス「北大法意」によった（〈<http://www.lawyee.net/>〉2016年8月20日検索）。

出している点がまず挙げられる。刑事訴訟の基本は口頭弁論による攻撃防御のはずであり³¹、この点は中国でも変わることはない³²。しかも、弁護人は立案された日に着目して訴追時効の完成を主張しており、実務上立案時を基準に訴追時効完成の判断を行っている中国においても反論の余地のない弁護をしていると評価できる。これに対して人民検察院は何ら反論をしておらず、本来人民法院は96年刑訴法第15条および98年解釈第176条に基づき審理中止にしなければならないはずである（ただし、98年解釈第176条の解釈に関しては、Ⅲで検討する）。

また、問題はこれだけではない。人民検察院は、97年刑法第234条第2項に基づき求刑をしたにも関わらず、人民法院は79年刑法第134条に基づき判決を出しており、両者の用いている法律が異なっている。本件の事件発生は1997年1月13日という79年刑法施行下であり、97年刑法はまだ公布すらされていない時であった。97年刑法第12条は、97年刑法施行前にも犯罪だった行為については、原則として当時の法律を適用するが、97年刑法で無罪もしくは刑が軽くなる場合には97年刑法を適用すると規定している。そして、故意傷害罪のうち重傷の場合には、97年刑法の方が79年刑法よりも刑は重くなっている。具体的には、79年刑法第134条第2項の刑は3年以上7年以下の有期徒刑、97年刑法第234条第2項の刑は3年以上10年以下の有期徒刑である³³。つまり、人民検察院は現在の法律の方が、行為時の法律よりも刑が重くなる場合には、犯罪時の法律を用いなければならないという97年刑法第12条の規定を無視して、犯罪時ではなく起訴時に施行されている法律を根拠に求刑したのである。つまり、人民法院は判決で「刑法第134条により」と、この人民検察院の主張を修正したと言える。そうすると、人民法院の判断は法律の適用については「正しい」と評価できるが、刑事裁判において人民検察院が主張していない法律をもって人民法院が判決を言い渡しているということになる。

以上、①弁護人側が主張する訴追時効の完成に何ら反論がなされていないにも関わらず、人民法院が訴追時効の主張を無視して判決を言い渡した点と②人民検察院が求刑根拠として用いた法律とは異なる法律で人民法院が判決を言い渡している点の2点が本件の問題点として指摘できる。

³¹ 池田修＝前田雅英（2006）『刑事訴訟法講義』（第2版）東京大学出版会、230～231頁。

³² 王国枢（主編）・前掲註（17）236頁。

³³ 79年刑法第134条は以下のように規定していた。「（第1項）故意に他人の身体に傷害を与えた場合、3年以下の有期徒刑もしくは拘役に処す。（第2項）前項の罪を犯し、人に重傷を負わせた場合、3年以上7年以下の有期徒刑に処する。人が死亡した場合は、7年以上の有期徒刑、無期徒刑もしくは死刑に処する。また本法に他の規定がある場合は、それに従うものとする」。これに対し、97年刑法第234条は以下のように規定している。「（第1項）故意に他人の身体に傷害を与えた場合、3年以下の有期徒刑、拘役もしくは管制に処す。（第2項）前項の罪を犯し、人に重傷を負わせた場合、3年以上10年以下の有期徒刑に処する。人が死亡もしくは特別に残忍な手段をもって重症を負わせ、重大な障害が残った場合は、10年以上の有期徒刑、無期徒刑もしくは死刑に処する。また本法に他の規定がある場合は、それに従うものとする」。

Ⅲ 本件に対する考察

本章では、Ⅱ 2. で指摘した2点の問題について考察を行う。

1. 人民法院の「訴追時効完成の主張に対する無視」

I 2. で述べたように、79年刑法第77条や97年刑法第88条により、立案さえされていれば訴追時効による制限を受けないという実務運用が中国ではなされている³⁴。これに対し、弁護人側は立案時を基準に訴追時効の完成を判断しても時効は完成していると主張しており、従来の中国での訴追時効制度に対する運用でも、時効は完成していないとの結論は導けないものとなっている。

しかし、ここで着目すべきなのは、12年解釈第241条（八）や98年解釈第176条（八）の「犯罪が訴追時効の期限を経過しており『かつ』訴訟提起が必要でない場合……審理中止の裁定をしなければならない」という文言である（『』は筆者による強調）。この文言からは、「例え訴追時効が完成していても訴訟提起が必要な場合には、審理中止の裁定は必要ない」とも読める。12年解釈および98年解釈は、最高人民法院が發布したいわゆる司法解釈であり³⁵、法律の内容を変更してはならないはずである³⁶。しかし、中国では現実には「司法解釈の立法化」と呼ばれる、司法権の限界を超えて新たな規範を作り出すような司法解釈が發布されている問題が生じていると指摘されている³⁷。法律上に訴追時効制度の規定があり、立案がされていれば訴追時効は完成しないといった学説があったとしても、それらをさらに98年解釈第176条（八）や12年解釈第241条（八）が上書きしているとすれば単なる時の経過だけではなく、訴訟提起の必要性がないとの判断も必要となるため、本件に対する人民法院の判断は正当化されるようにも見える³⁸。この「かつ訴訟提起が必要でない場合」は、立法時には79年刑法第76条（四）や97年刑法第87条（四）の「20年を経過しても訴訟提起が必要な場合は最高人民検察院に報告しその許可を得なければならない」という部分に対応するという意図で作られた要件とも捉えられる。しかし、条文中にそれが明らかになっていないため広く訴追時効制度全体に対して「訴訟提起が必要か否か」も考慮す

³⁴ 79年刑法の場合は、強制措置がとられた場合、訴追時効による制限を受けないとなっている。また、97年刑法の場合は、告発〔控告〕されたにも関わらず立案されなかった場合にも訴追時効による制限は受けない。この2点で79年刑法第77条と97年刑法第88条には若干の差異がある。

³⁵ 司法解釈とは、法律の条文の解釈方法を示すために最高人民法院と最高人民検察院が発する法的拘束力を持つ文書である。徐行（2007）「現代中国における司法による法形成の現状と改革—日本との比較の視点から—」『北大法学研究科ジュニア・リサーチ・ジャーナル（北海道大学）』（14号）、46頁。高見沢磨＝鈴木賢〔ほか〕・前掲註（20）110頁。

³⁶ 司法解釈は、本来「法律をどのように適用するかに関する有権解釈」であり、司法解釈をもって法律の内容を変更してはならない。谷春徳（主編）（2008）『法学概論』（第2版）中国・中国人民大学出版社、52頁。

³⁷ 徐行・前掲註（35）49～50頁。

³⁸ もっとも裁判中に人民法院はこのような論理を明確に示していないので、判決理由は必ず明らかにされなければならないという観点からは、例えこのような理論背景があったとしても問題が解決するわけではない。

る必要があると解釈することが可能となっているのである。

さらに、中国では刑罰は民憤についても考えなければならないという要請があると指摘されている³⁹。つまり、中国は民主主義が達成されていないため、常に政権の正統性を獲得する必要がある⁴⁰、これを達成するために大衆が望むような判決を出す必要があるということである⁴¹。隣室がやかましいというのみの理由で、鈍器や刀を持ち、隣室で酒を飲んでいた者に重傷を負わせたという事件は、どこでも起こる可能性があり、人々に恐怖を与え、民憤が大きかったと判断できる可能性が高い。とすれば、本件は中国においては、「例え時効が完成していても刑に処さなければならない事件」と捉えられるべき事件ということになる⁴²。このように述べると、法律を「機械的」に適用しておらず、政治的判断が先にあるということになる。しかし、中国においては政治的判断が先にあり、それを実現するために例え無理のある解釈をしてでも刑法をその政治的判断に従わせるという法の適用が散見される⁴³。とすれば、訴追時効が完成していても民憤への配慮のために訴追時効が完成している旨の主張を無視し、何らかの有罪を言い渡すという手法は中国では許容されうる法運用という評価もできることになる⁴⁴。そしてそのことは98年解釈第176条（八）や12年解釈第241条（八）が、法律ではなく司法解釈ではあるものの条文上も担保している。もっとも、それならば判決で「民憤を考慮すると訴訟提起の必要があるので訴追時効の規定は適用しない」と述べてもよいのではないだろうか。しかし、註43で述べたように、97年刑法の時代以降は、刑法の適用に政治的判断が先行するということを露骨に述べることはしなくなっており⁴⁵、「民憤を考慮すると訴訟提起の必要がある」と明言することは避

³⁹ 坂口一成（2009）『現代中国刑事裁判論—裁判をめぐる政治と法』北海道大学出版社、364頁。田中信行（2012）「劉涌の裁判と薄熙来」『中国研究月報（中国研究所）』（66巻12号）、7頁。河村有教・前掲註（20）148頁。また、「中国では、法院が判決を下す時、事実や法律に依拠して下す判決、結論ではなく、上級幹部、そして社会の世論、その他の圧力に屈するものになっている」とも表現される（河村有教・前掲註（20）191頁）。

⁴⁰ 寺田浩明＝王晨〔ほか〕（2014）『中国における非ルール型法のゆくえ—中国法の変容と不変：非ルールの法との対話—』北海道大学大学院法学研究科附属高等法政教育研究センター、92頁（電子ブック〈<http://www.juris.hokudai.ac.jp/ad/wp-content/uploads/sites/5/2014/01/booklet33.pdf>〉）。

⁴¹ 坂口一成・前掲註（39）364頁は、「裁判を通じた党の支配の正統性の調達プロセスにおいては、直接的に社会的承認を得るために、特に大衆の正義感情を満足させることに細心の注意が払われている」とも表現している。

⁴² もっとも、民事上の和解や損害賠償の支払いとのバランスを考慮してか執行猶予は付されている。しかし、執行猶予を付した理由の中に、本来は訴追時効が完成しているからといった判断もあった可能性もある。

⁴³ このような刑法の適用プロセスは79年刑法の時代は露骨に主張されていたが、97年刑法の時代以降は表立って主張されることはあまり見られなくなった。しかし、実態としては97年刑法の時代にもこのような政治的判断が先にあると考えられる刑法の適用事例は散見される。高橋孝治（2016）「中国における人権問題の最近の動向—2015年頃の刑事拘束を中心として—」『葦牙（同時代社）』（42号）、97頁。

⁴⁴ 中国では「権力側は、法をその統治、支配の道具としてしか認めず、自分に都合がよければそれを使うが、悪ければそれを無視する、というような政治的運用」をしていると指摘されている（王雲海（1998）『賄賂の刑事規制—中国・米国・日本の比較研究』日本評論社、2頁）。このような現象は「選択性執法」とも呼ばれる（鈴木賢（2014）「商船三井差し押え事件の教訓と中国の選択的執法リスク」『webマガジン nippon.com』（2014年7月14日号）（〈<http://www.nippon.com/ja/currents/d00131/>〉）もしくは（〈http://lex.juris.hokudai.ac.jp/~suzuki/pdf/work_20140724-001.pdf〉2016年8月20日閲覧））。民憤への配慮を考えているとすれば、本件の法適用はまさに「政治的運用」であり、「選択性執法」の典型例と言えるだろう。

けたかったものと思われる。そうすると、ここまで考察してきたことが人民法院の本音であったとしても、本件の判決のように訴追時効が完成している旨の主張を無視するという手法が最も適当であったと評価しうる。

79年刑法第76条（四）や97年刑法第87条（四）によれば、最高法定刑が無期懲役、死刑の場合、例え訴追時効が完成していても訴訟提起が必要な場合は最高人民検察院に報告しその許可を得れば訴訟提起ができる。また、時効完成の判断基準が立案時もしくは告発〔控告〕時であるとする条文の存在について、中国では「訴追時効制度は事実上死文化している」と批判されている⁴⁶。しかし、これらのような訴追時効の完成後にも訴訟提起できるような規定や立案されれば訴追時効にかかることはないと解釈できる規定よりも、98年解釈第176条（八）や12年解釈第241条（八）が訴追時効制度を死文化させていると指摘できるのではないだろうか。

2. 人民法院が「求刑内容とは異なる法律で判決を出した」点

Ⅱ 2. で、人民検察院は97年刑法第234条第2項に基づき求刑をしたにも関わらず、人民法院は79年刑法第134条に基づき判決を出し、この判断は「正しい」と評価できるが、刑事裁判において人民検察院が主張していない法律をもって人民法院が判決を言い渡している点も問題点であると述べた。ここではこの点について考察してみたい。

中国においては、本件のように人民検察院が犯罪事実と罪名を示して起訴をしても、人民法院が犯罪事実そのまま認めるが、異なる罪名で判決を下す場合がある⁴⁷。なぜこのような現象が起きるのかと言えば、中国においては不告不理の原則が不徹底であり、人民検察院の役割が被疑者の起訴ではなく、訴訟進行の監視人であり、人民法院による職権証拠調べが基本となっており、「超職権主義」の内容を有しているからと指摘されている⁴⁸。すなわち、日本などとは検察の役割が異なるのである。中国では、裁判官の法的素養が低いと、独立して裁判を行うことができず、上級幹部の判断に従うしかないという指摘がなされている⁴⁹。しかし、本件を見ると適用すべき法律を誤っていることから法的素養が低いのは裁判官のみではなく検察官も同様であると指摘できるように思われる。その意味では、裁判官は検察官の「誤り」を正す役割も担っているという側面があると指摘できるように思われる。

中国では、「事実に基づいて真理を迫及する」という「実質的正義」の実現を重視して「手続的正義」を軽視する法運用がなされているとは既に先行研究が指摘している⁵⁰。このような先行研究の指摘でも本件は説明できるだろう。その意味では、中国では「法院によ

⁴⁵ ただし、「民憤」の代わりに「社会危害が極めて大きい」という表現が用いられるようになっているとも指摘されている。河村有教・前掲註（20）158頁。

⁴⁶ 賈宇（主編）（2009）『刑法学』中国・中国政法大学出版社、253頁。

⁴⁷ 河村有教・前掲註（20）97頁。

⁴⁸ 鈴木賢・前掲註（2）179頁。河村有教・前掲註（20）102頁。

⁴⁹ 河村有教・前掲註（20）191～192頁。

る判決がしばしば予測可能性、法的安定性をいちじるしく欠くものとなる」との指摘の通りなのである⁵¹。これにより、結果として弁護人側から防御された方法を知る機会を奪うことにもつながっている⁵²。

まとめると、人民法院が人民検察院の求刑内容とは異なる法律で判決を出した点については、当事者主義の観点からは問題となるが、実質的正義を重んじ、予測可能性を欠いてもかまわず、当事者主義を事実上否定している中国では本件のような判断がなされ得るのである。しかし、これは必ずしも批判されるべきものではなく、「裁判所が検察の求刑内容を見捨てた判断を下す」、「検察が誤っていれば、裁判所がそれを勝手に正す」、「それらが『実質的正義』に適っていれば、『手続的正義』を見捨てたとしても、それを『法的正義』とする」という価値観の法システムがあってもかまわないはずである⁵³。その意味では、中国の法運用は、日本などの国とは「価値観が異なるだけ」と評価されなければならない。

IV 結びにかえて—中国にとって「人民法院」とは何か

本稿が検討してきたことを総合すると、以下のように言うことができる。中国においては、訴追時効制度に関して79年刑法第76条（四）や97年刑法第87条（四）で最高法定刑が無期懲役、死刑の場合には訴追時効完成後にも訴訟提起できたり、79年刑法第77条や97年刑法第88条で立案されれば訴追時効が完成することはないと解釈できる規定がある。しかし、98年解釈第176条（八）や12年解釈第241条（八）という司法解釈によって条文上も訴訟提起の必要性（換言すれば「処罰の必要性」）があれば、訴追時効の規定が適用されないとする解釈が可能なのである。そして、実質的正義を重んじ、予測可能性を欠いてもかまわず、当事者主義を事実上否定しているという点についても、「処罰の必要性」が先にあり、その後法律はその「処罰の必要性」から得られる「結論」に合うように適用されているのである。まさに、I 1. で述べたように、「先に決定してから、審理に入ると呼ばれる独特な現象（先定後審）」を体现しているのが本件であるとも評価できる。「先定後審」は、文化大革命の時代における原理とする向きもあるが、本件のように2011年に出された判決にも、先定後審の原理が働いていると考えざるを得ない法運用を見ることができる。その意味で、法は政治に奉仕する道具であるとの指摘は⁵⁴、2010年代にもいまだ中国において

⁵⁰ 西村幸次郎（編）（2010）『現代中国法講義』（第3版）法律文化社、232～233頁。特に刑事法の運用についても「実質的正義や社会正義の強調の上に、手続的正義が無視される傾向にある」と指摘されている（河村有教・前掲註（20）191頁）。

⁵¹ 河村有教・前掲註（20）191頁。

⁵² 中国で起こっている刑事的な拘束に着目すると2015年頃にも「人権は否定されている」との指摘があるが（高橋孝治・前掲註（43）100頁）、本件のような弁護人側に事前準備を十分に行った上での防御がしにくいという点からも、本件の判決がなされた2011年にも刑事法上の人権保障はなされていないと評価できる。

⁵³ 例えば、中国の「法律論」より「権力（司法機関）が独自に認定する（ある意味感情論にも近い）『正義論』」が優先される法運用について「これだって一つの立派な型だというわけですから、胸を張って一つの形を主張できる」という評価がある。寺田浩明＝王晨〔ほか〕・前掲註（40）92～93頁。

有効であると評価できる。本件に着目すれば、民憤を減らし、中国共産党政権への求心力を上げるという政治的思惑も含めた「処罰の必要性」を重視するというのがここでの「政治」である。経済発展を遂げ、見た目には近代的な法システムが導入されているように見える中国であるが、2010年代においてもその法運用の実態はいまだ日本などとは大きく異なり、被疑者サイドの防御機会の保障も不完全であるということが本稿の結論として述べることができよう。

無論、これまで本稿が述べてきたことは、本件に着目したのみであり、中国の裁判全体に対して一般的にこのように結論づけてよいのかといった疑義の対象にならないわけではない。特に中国の裁判結果は、「判例」ではなく「案例」と呼ばれ、後の法解釈に制度上も事実上も影響を与えることはないとされている⁵⁵。その意味では、本件のような1件の裁判結果のみを見て中国の裁判構造を一般的に論じることには疑問符がつくとも言える。事実、中国で訴追時効制度に関する裁判結果で、本件のような結果が出ている例は他にはない⁵⁶。しかし、たった1件であっても「このような裁判結果が出ている」ということは重要であると言える。例えば、「法律学においては、同一種類の社会的事実については同一種類の法的判断＝法的処理がなされることが要請されており（それが、法によって権力を抑制する、ということの重要な目的なのである）」と言われている⁵⁷。つまり、本件について言えば、例え1件であっても、弁護人側が主張する訴追時効の完成に何ら反論がなされていないにも関わらず、人民法院が訴追時効の主張を無視して判決を言い渡し、人民検察院が求刑根拠として用いた法律とは異なる法律で人民法院が判決を言い渡している裁判結果がある点で、「公正かつ法治による司法」に対する信頼は失墜している。その意味でたった1件の裁判結果ではあるが、本件を素材として考察をすることで、中国では訴追時効制度の適用にも註44で述べたような政治的思惑による選択的執法的な運用が見られ、標榜しているはずの「法治」とは大きな距離があるという指摘ができるようにも思える⁵⁸。

ところで、ここで「裁判所が検察の求刑内容を無視した判断を下す」、「検察が誤っていれば、裁判所がそれを勝手に正す」、「それらが『実質的正義』に適っていれば、『手続的正義』を無視したとしても、それを『法的正義』とする」とすれば、人民法院や人民検察院は必要なのかという議論が噴出しうる。つまり、人民検察院がどのように主張しても、それを無視した判断を人民法院が出すことができ、また法律よりも「処罰の必要性」を重んじて、「先定後審」を行っているならば、公開の法廷を開かずとも、密室で結論を決め、結

⁵⁴ 福島正夫（1966）『中国の法と政治—中国法の歴史・現状と理論』日本評論社、28頁。

⁵⁵ 宇田川幸則（2009）「中国」（鮎京正訓（編）『アジア法ガイドブック』名古屋大学出版会）24頁。高見沢磨＝鈴木賢〔ほか〕・前掲註（20）110頁など。

⁵⁶ 高橋孝治・前掲註（26）82頁。

⁵⁷ 川島武宜（編集）（1972）『法社会学の基礎1（法社会学講座3）』岩波書店、24頁。

⁵⁸ もっとも、中国のいう「法治」とは、いわゆる西洋的な「法治」とは異なる概念である可能性があるという指摘もなされており（高見沢磨（2006）「近現代中国法研究方法試論—中国における「法治」の観点から—」（アジア法学会（編）、安田信之＝孝忠延夫（編集代表）『前掲註書（1）』）128～132頁）、西洋的な意味における「法治」として論ずること自体が誤りである可能性もある。

論だけを公表すればいいのではないかということである⁵⁹。本件においても、なぜ訴追時効が完成していないのかは判決の中で述べていない。ここから中国では公開裁判を開き判決理由なども明らかにするという作業は現在もなおざりにされており、結論だけ宣告されても同じなのではないかと評しうる。これはまさに「中国にとって人民法院とは何か。人民検察院や人民法院の必要性はどこにあるのか」という大きなテーマにつながるため、稿を改めて検討する必要がある。しかし、本稿での議論のみで、現在暫定的に結論を出すとするならば、「中国でも他国と同様に『裁判所で裁判を行っている』」ということを対外的に示すためだけのものなのではないかと言うことができるように思われる。中国では国際的評価を得るためだけに法律を作成もしくは改正し、その運用実務は国際的な標準と大きく異なることがあると指摘されている⁶⁰。つまり、人民法院もこのような『裁判所が存在している』、『裁判を行っている』ということを対外的に見せて、「中国も見た目には公平な裁判を行っている」という対外的評価を得るためだけのものなのではないかということである。先に述べたように、この人民法院に対する評価は、本件のみを素材にした暫定的な結論である。人民法院の存在意義をさらに深く検討することは筆者の今後の課題と言える。

参考文献

・日本語文献（50音順）

- アジア法学会（編）、安田信之＝孝忠延夫（編集代表）（2006）『アジア法研究の新たな地平』成文堂（高見沢磨「近現代中国法研究方法試論—中国における『法治』の観点から—」は128-139頁、鈴木賢「中国法の思考様式—グラデーショナル的法文化—」は321-337頁）。
- 池田修＝前田雅英（2006）『刑事訴訟法講義』（第2版）東京大学出版会。
- 宇田川幸則（2009）「中国」（鮎京正訓（編）『アジア法ガイドブック』名古屋大学出版会）10-37頁。
- 甲斐克則＝劉建利（編訳）（2011）『中華人民共和国刑法』成文堂。
- 江英居（1985）『中国刑法—原文読解と注釈—』公論社。
- 王雲海（1998）『賄賂の刑事規制—中国・米国・日本の比較研究』日本評論社。
- 川島武宜（編集）（1972）『法社会学の基礎1（法社会学講座3）』岩波書店。
- 河村有教（2006）「現代中国刑事司法の性格—刑事手続上の人権を中心として—」（神戸大学、博士学位論文）。
- 小口彦太＝木間正道〔ほか〕（1991）『中国法入門』三省堂。
- 小口彦太＝田中信行（2012）『現代中国法』（第2版）成文堂。
- 坂口一成（2001）「中国刑法における罪刑法定主義の命運（2・完）—近代法の拒絶と受容—」『北大法学論集（北海道大学）』（52巻4号）、1215-1284頁。
- 坂口一成（2009）『現代中国刑事裁判論—裁判をめぐる政治と法』北海道大学出版社。

⁵⁹ 「中華人民共和国が成立する以前の、中国共産党支配地域において成立した権力機構の中では、裁判機関は行政機関の一部にすぎなかった」とも指摘されている。小口彦太＝木間正道〔ほか〕（1991）『中国法入門』三省堂、191頁。

⁶⁰ 坂口一成（2001）「中国刑法における罪刑法定主義の命運（2・完）—近代法の拒絶と受容—」『北大法学論集（北海道大学）』（52巻4号）、1232頁、1268頁。高橋孝治（2016）「中国流通の鳳凰文化社海賊版『進撃の巨人』における法的諸問題」『IPマネジメントレビュー（知的財産教育協会）』（20号）、60頁。

- 徐益初＝井戸田侃（編著）（1992）『現代中国刑事法論（現代中国法叢書第3巻）』法律文化社。
- 徐行（2007）「現代中国における司法による法形成の現状と改革—日本との比較の視点から—」『北大法学研究科ジュニア・リサーチ・ジャーナル（北海道大学）』（14号）、35-73頁。
- 鈴木賢（1993）「人民法院の非裁判所的性格—市場経済化に揺れる法院の動向分析—」『比較法研究（比較法学会）』（55号）、174-182頁。
- 鈴木賢（2014）「商船三井差し押え事件の教訓と中国の選択的執法リスク」『web マガジン nippon.com』（2014年7月14日号）（〈<http://www.nippon.com/ja/currents/d00131/>〉もしくは〈http://lex.juris.hokudai.ac.jp/~suzuki/pdf/work_20140724-001.pdf〉 2016年8月20日閲覧）。
- 高橋孝治（2016）「最高人民法院による無理のある判断—ある日本企業の中国での経験—」『Law & Practice（早稲田大学大学院法務研究科臨床法学研究会）』（10号）、301-311頁。
- 高橋孝治（2016）「中国における公訴時効（訴追時効）制度を正当化する学説についての考察」『法學政治學論究（慶應義塾大学大学院法学研究科）』（第111号）、71-100頁。
- 高橋孝治（2016）「中国における人権問題の最近の動向—2015年頃の刑事拘束を中心として—」『葦牙（同時代社）』（42号）、92-105頁。
- 高橋孝治（2016）「中国流通の鳳凰文化社海賊版『進撃の巨人』における法的諸問題」『IP マネジメントレビュー（知的財産教育協会）』（20号）、50-62頁。
- 高見沢磨＝鈴木賢〔ほか〕（2016）『現代中国法入門』（第7版）有斐閣。
- 田中信行（2012）「劉涌の裁判と薄熙来」『中国研究月報（中国研究所）』（66巻12号）、1-20頁。
- 寺田浩明＝王晨〔ほか〕（2014）『中国における非ルール型法のゆくえ—中国法の変容と不変：非ルールの法との対話—』北海道大学大学院法学研究科附属高等法政教育研究センター（電子ブック〈<http://www.juris.hokudai.ac.jp/ad/wp-content/uploads/sites/5/2014/01/booklet33.pdf>〉）。
- 夏目文雄（1974）「中国刑法における時効論」『紀要（愛知大学国際問題研究所）』（55号）、47-62頁。
- 西村幸次郎（編）（2010）『現代中国法講義』（第3版）法律文化社。
- 平野龍一＝浅井敦（編）（1982）『中国の刑法と刑事訴訟法』東京大学出版会。
- 福島正夫（1966）『中国の法と政治—中国法の歴史・現状と理論』日本評論社。

・中国語文献（ピンインアルファベット順）

- 陳衛東（主編）（2014）『刑事訴訟法』（第4版）中国人民大学出版社。
- 樊崇義（主編）（2009）『刑事訴訟法学』中国政法大学出版社。
- 高橋孝治（2013）「追訴時効起算点の実務問題—以《（2010）扶刑初字第100号》案件為中心」『西江月（西江月文芸雜誌社）』（42巻28期）、160頁。
- 谷春徳（主編）（2008）『法学概論』（第2版）中国人民大学出版社。
- 郭召軍（2002）「追訴時効無限延長の適用条件探析」『中国律師（中華全国律師協會）』（2002年8期）、73頁。
- 賈宇（主編）（2009）『刑法学』中国政法大学出版社。
- 龍宗智＝楊建広（主編）（2012）『刑事訴訟法』（第4版）高等教育出版社。
- 習近平（2014）「在首都各界紀念現行憲法公布施行30周年大会上的講話」（習近平『習近平談治國理政』外文出版社）135-143頁（初出は2012年12月4日に習近平が行った講話）。
- 王国枢（主編）（2013）『刑事訴訟法学』（第5版）北京大学出版社。
- 王敏遠（主編）（2012）『中国刑事訴訟法教程』（第2版）中国政法大学出版社。
- 「中共中央關於全面推進依法治国若干重大問題的決定」（2014）（本書編写組（編著）『《中共中央關於全面推進依法治国若干重大問題的決定》輔導讀本』人民出版社）1-40頁（初出は2014年10月23日の中国共产党第18回中央委員会第4回會議）。

※本稿は、2016年度徳島賞（若手研究者奨励制度）を受賞した研究計画「中国における公訴時効制度の研究」の研究成果の一部である。

2016年度学会活動

1. 第26回大会 帝国日本と植民地

日 時：2016年10月15日（土）10：00～17：30

会 場：西南学院大学・西南コミュニティーセンター 多目的室

午前の部（10：00～12：00）

司会：王忠毅（西南学院大学商学部教授）

■開会あいさつ

小川雄平（東アジア学会会長 / 西南学院大学名誉教授）

■自由論題研究報告

座長：西田顕生（西南学院大学商学部教授）

第1 報告（10：00～10：50）

「アジア新興国の経済的独立の獲得とビジネスイベント（MICE）の戦略的活用
— これからの九州の成長戦略の参考として —」

報告者：前嶋了二（九州産業大学）

第2 報告（10：50～11：30）

「台湾の植民地時代からラオスとの国際貿易を考える」

報告者：松下愛（久留米大学地域連携センター）

第3 報告（11：30～12：10）

「地方企業のグローバル化の現状と課題 — 英語化の取り組みを通して —」

報告者：高松侑矢（西南学院大学大学院経営学研究科博士後期課程）

午後の部（13：30～17：00）

司会：王忠毅（西南学院大学商学部教授）

■シンポジウム

「帝国日本と植民地」

座長：金縄初美（西南学院大学国際文化学部教授）

第1 報告（13：30～14：00）

「植民地朝鮮における港湾および海運業の展開」

報告者：尹明憲（北九州市立大学外国語学部教授）

第2報告（14：00～14：30）

「1930～40年代の朝鮮語詩にみられる明朗性 ― 同時代日本における「明朗」言説と比較して」

報告者：金晶晶（九州大学大学院比較社会学府博士後期課程）

第3報告（14：40～15：10）

「国語形成の道 ― 植民地下朝鮮半島における国語政策」

報告者：中島和男（西南学院大学国際文化学部教授）

第4報告（15：10～15：40）

「台湾日本語作家の戦後 ― 龍瑛宗を中心に ―」

報告者：新谷秀明（西南学院大学国際文化学部教授）

討論・質疑応答（15：50～17：00）

コメンテーター：荒木雪葉（福岡大学）

矢羽田朋子（西南学院大学非常勤講師）

■ 閉会あいさつ

2. 定例研究会

第68回定例研究会

日 時：2016年4月16日（土）14：00～18：10

会 場：西南学院大学・西南コミュニティーセンター 多目的室

第1報告

「死刑制度から東アジアを見る ― 日本と韓国との比較から ―」

佐藤大介（共同通信記者）

第2報告

「中国の北朝鮮に対する忍耐の『転換点』に関する歴史的考察」

金東吉氏（北京大学歴史学系副教授・朝鮮半島研究センター所長）

第69回定例研究会

日 時：2016年7月16日（土）14：00～17：30

会 場：西南学院大学学術研究所 第3会議室

第1報告

「佐賀大学芸術地域デザイン学部の取り組みについて ― 地域とアートと大学の現場から」

花田伸一（佐賀大学芸術地域デザイン学部准教授）

第2報告

「日本の国立大学を取り巻く現状と論点 ― 分断・グローバル化・『新自由主義』」

日比嘉高氏（名古屋大学文学研究科 准教授）

第70回定例研究会

日 時：2016年9月10日（土）16：00～17：30

会 場：西南学院大学・西南コミュニティーセンター 会議室

報 告

「九州のメディア事情」

筒井博人（前 TVQ 九州放送専務取締役・元西日本新聞社常務取締役）

第71回定例研究会

日 時：2016年11月19日（土）14：00～17：00

会 場：西南学院大学・西南コミュニティーセンター 多目的室

第1報告

「中国自動車産業革新の問題点とその戦略の展開」

崔健（中国・吉林大学東北亜研究院 世界経済研究所副所長）

第2報告

「中国新エネルギー自動車発展問題と趨勢分析」

陳志恒（中国・吉林大学東北亜研究院 世界経済研究所所長）

第3報告

「中国吉林省自動車産業発展分析」

龐徳良（中国・吉林大学東北亜研究院 副院長）

第72回定例研究会

日 時：2017年3月11日（土）14：00～17：30

会 場：西南学院大学学術研究所 第3会議室

第1報告

「ASEAN における経済統合の進展と課題」

猿渡剛（九州大学大学院経済学研究院専門研究員）

第2報告

「中国で公訴時効（追訴時効）により有罪とならなかった場合の分析検討」

高橋孝治

印刷全般

(学術書、学会機関誌・ポスター・チラシ、日英翻訳出版、テキスト、名刺等)

学術学会、イベントの運営支援

(最大800人規模の学会用会場提供・運営支援等)

翻訳・通訳 (日↔英)

(翻訳全般、電話通訳、コミュニケーション講座)

西南学院オリジナルグッズ 販売

(ボールペン、ポーチ、扇子、西南チロリアン、セナフィー等)

卒業生の就職支援・アルバイト紹介、 生花販売、保険代理事業 等



株式会社キャンパスサポート西南は
東アジア学会を全面的にサポート。



学校法人 西南学院グループ

株式会社 キャンパスサポート西南

福岡市早良区百道1丁目14-29

TEL.092-823-3576 FAX.092-823-3590

URL <http://www.cs-seinan.co.jp>



編集後記

『東アジア研究』第21号をお届けいたします。

今回は査読付き論文が2本、研究ノートが1本の計3本の論考を掲載しております。2015年度徳島賞受賞者である松浦会員の研究成果発表論文は、冷戦期の韓国政府と在日韓国人社会の相互関係を歴史的に分析した意欲作です。また猿渡会員の研究論文は、ASEAN 域内のサービス貿易自由化の現状をホクマン指数を用いて実証的に分析した力作です。高橋会員の研究ノートは訴追時効の運用が問題となった中国の裁判事例を詳細に検討しています。ともに力作が揃いましたので皆様ぜひご一読ください。投稿者とレフェリーの先生方に厚く御礼申し上げます。

今後とも紙面の充実に努めてまいりますので、会員の皆様のご協力をよろしくお願い申し上げます。

(編集担当企画委員：西田顕生・荒木雪葉)

東アジア研究 (東アジア学会機関誌) 第21号

発行日：2017年3月

発行：東アジア学会

事務局：〒805-8512

福岡県北九州市八幡東区平野1-6-1

九州国際大学 木村貴研究室

Tel: 093-671-8913

Mail: ta-kimura@law.kiu.ac.jp

※本書の無断転載は難くお断りいたします。

予め学会事務局あて許諾を求めてください。



East Asian Studies
vol.21 2017 March

The Status of Services Trade Liberalization in ASEAN **SARUWATARI Tsuyoshi**

Historical Processes of Reciprocity
between the South Korean Government and Korean Residents in Japan:
'Diaspora' in the Time of Political Instability
from the Late 1950s to the Early 1960s **MATSUURA Masanobu**

Analysis in the problem of a trial that the use
of the limitation in China **TAKAHASHI Koji**

Year 2016 Activity Report